

第 11 回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会

日 時：平成 25 年 4 月 25 日（木）10:00～15:00

場 所：議事堂 3 階 301 委員会室

出席者：三重県飲酒運転防止に関する条例検討会委員 9 人

資料：第 10 回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 事項書

資料 1 正副座長たたき台案

資料 2 条例骨子（案）

資料 3 イメージ図

資料 4 条例概略図（案）

資料 5 条例概略（案）

資料 6 条例骨子（案）への執行部意見について（執行部資料）

資料 7 三重県内でのアルコール依存症の対応が可能な精神科クリニック一覧（執行部資料）

資料 8 国際的な診断基準（執行部資料）

資料 9 条例骨子（案）に対する関係者の意見

資料 10 他県の「運動の日」における取組状況

委員：ただ今から、第 11 回の三重県飲酒運転防止に関する条例検討会を開催をいたします。本日並びに明日に向けての流れを最初に確認をさせていただきたいと思います。本日は、まず骨子案の説明を私からさせていただきます。その後、その骨子案に対する執行部からの意見聴取及び質疑を行います。大体今日の午前中までがこのあたりまでかと考えています。そして、午後に入りまして、事務局のほうで聴取をいただきました関係団体の意見の内容の説明を、さらには、各会派にお持ち帰りをいただきましたその結果、及びこの検討会に入っておりません「みんなの党」への説明の結果の報告を行いたいと思います。その後、その内容をすべて受けて各意見の検討を行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。そして、明日は、本日の意見の検討で結論の出なかったもの、いわゆる積み残したものと、運動の日がまだ決まっておりませんので、他県の運動の日における取組の状況を踏まえ議論をお願いをしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。それでは、まず最初に、前回の検討会に

において正副座長たたき台案の一通りの検討が終わりました。検討結果を踏まえ条例骨子(案)を作成しましたので説明をいたします。資料2をご覧いただきたいと思いません。基本的にはたたき台案の検討された内容、ないしは網掛け等をすべて省いたものが条例骨子案となっております。この部分で若干、前文において修正を字句修正の範囲でさせていただいているのと、「5基本計画」の(1)の計画を定める主体を「県」から「知事」に変更をさせていただいておりますので、その点よろしく願いをいたします。そして、資料3につきましては、以前からお出しをさせていただいておりますイメージ図でございます。そして、資料4につきましては、「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」の概略図を示させていただきました。前文から目的、そして責任及び努力等、いわゆる方向性の部分でのまとめ、そして、左側が理念的内容、また、下のほうにいきますと、その目的等から見た具体性を教育及び知識の普及、受診義務、さらには、基本計画に基づく取組という方向で示させていただき、より右のほうに行けば行くほど実効性の強いものという概略図(案)でございます。さらには、資料5におきまして、条例の概略のフローを書かせていただいております。イメージ図から更に検討の結果、まとめさせていただいた一連の流れが分かるものでございます。制定の背景、柱とする方針、これは規範意識の定着と再発防止でございました。そして、そこから来る県の役割、教育機関の役割、県民の努力、そして事業者の努力、さらには、その他の取組というこの条例の中身がワンペーパーで分かるような概略図もお示しをさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。この件につきまして、皆さんからご意見等よろしいですか。

委員：非常によくまとめられた資料で、特に資料4、資料5あたりというのは、コンパクトにうまくまとめていただいておりますので、5月から予定されておりますパブリックコメントのときに、県民の方にもご覧いただけるような形で出していただければという要望を出させていただきます。

委員：分かりました。パブリックコメントのときに、その条例案文とこの概略図を共に示しながら、県民の皆さんの意見を伺うという方向で進めさせていただきたいと思いません。ほか、よろしいですか。それでは、この骨子案に対する執行部からの意見聴取に移りたいと思しますので、よろしく願いいたします。それでは、執行部が入室をいたしますので、しばらくお待ちください。(執行部入室)本日は、執行部の皆様につきましては、この条例の骨子案につきまして、それぞれご検討のうえ意見をいただくということで、貴重な時間をおつくりいただきまして大変にありがとうございます。我々

検討会のメンバー、今日いただきました意見を貴重な意見としながら、今後、中間案に向けて検討を進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、執行部から意見全体についての説明を聞き、その後、質疑を行いたいと思っております。なお、意見につきましては、資料6におまとめをいただいておりますので、骨子案並びに資料6を見ながら委員の皆様は説明を聞いていただければと思います。それでは、執行部よろしくお願いいたします。

執行部：〔資料6～8〕について説明

委員：ありがとうございました。それでは、委員の皆様からの質疑に移りたいと思っておりますが、教育委員会の関係につきましては、教育委員会事務局が本日午前中までの対応ということでございますので、教育委員会の質問に関しましては午前中以内ということで、各委員の皆様、ご配慮をいただきますようよろしくお願いをいたします。それでは、順次、関係するところ、委員の皆様からのご質問をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。質疑の場合は結論を得る場ではございませんので、執行部の意見に対して質問また不明な点を聞いていただくという場ということでお願いをいたします。

委員：4の責務及び努力で今ご説明いただいた部分なんです、(1)の県の責務のイで、支援の範囲について広範に解釈されるからという前段の理由と、だから、「行うよう努めるものとする」と、努力規定にするべきだという論理が繋がっていないように思うので、もう少し詳しくご説明をいただけませんか。

執行部：「行うものとする」であれば、必ず必要な支援をしなければならないということになりまして、また、必要な支援につきましても、かなり広く解釈される可能性があるのではないかと懸念しております。例えば財政的な措置を伴うような支援も必要になるのではないかと懸念しております。今、支援としては、例えば、飲酒運転防止のための講師の派遣とか、それから、アルコール依存症と飲酒運転の関係につきまして広く広報させていただくとか、そういった支援は考えさせていただいておるところですが、財政的な支援になりますと、いろいろ課題もあることですから、そういったことで「努めるものとする」としていただければと考えております。

委員：今のお話ですと、財政的な支援を伴うようなことが起きてくると、場合によっては非常に広範になるとできなくなってくるので、「努めるものとする」のほうがいいのではないかというお話ですね。では、例えば、支援の内容の範囲について、もう少し何か規定するなり、そんなに広範にならないということであれば、逆に言うと、「努める」

ではなく「行うものとする」でもいいというお話ですか。

執行部：財政的な措置というのがありますが、必要な支援を行うものとしますと、必ず行わなければならない、いろいろ想定もあるんですが、県としては通常、事業者の皆さんとか県民の皆さんから、こういった取組に関して支援をしてくださいと言われたら、もちろんそれは拒むものではございません。ぜひ、そういったことの申出がありましたら積極的に支援をさせていただきたいとは考えております。ただ、内容によりましては、ちょっと県では難しいとか、ちょっと無理だというものもございますので、「努めるものとする」というふうに少し表現を和らげていただければと思うところがございます。

委員：必ずしなければならないという部分が、行政的にはなかなか難しい部分があるというご意見ということですね。もう1つよろしいですか。6番の教育及び知識の普及の(2)で、学習指導要領に記述がないという部分についてお話がありますが、この部分はあまり考慮する必要はないということでもいいのですかね。交通安全教室の特別活動の中ではできるということですので、学習指導要領のあるなしという部分は、読んでいて論理的に大きな話ではないと読めるんですが、そういう中で、飲酒運転の根絶に関する教育を義務づけることが適当ではないという部分が、多分この主張の中では大きな話なのかなと思うんですが。教育に対して飲酒運転をしてはいけないんですよ、根絶するんですよというような話を条例として義務づけることがどう問題があって適当ではないのかということ、もう少し詳しくご説明いただけませんか。

執行部：委員から指摘事項がいくつかあったと思いますが、まず1つは、学習指導要領上、飲酒の記述はあっても飲酒運転の記述がないからという理由づけという部分があります。それは、おっしゃるように実際、飲酒の記述は小学校も中学校も高校もありますので、その延長線上で飲酒運転についても教科の中で対応できる部分もあると思いますが、現状はこうだということを書かせていただきました。それから、もう1つは、特別活動の中でやらせていただきたいのですが、特別活動というとロングホームルームとか年間の学校行事の中なんですが、そこで例えば映像教材などを使って飲酒運転の交通事故の悲惨な現状とか、あるいは法律に基づく量刑の重さとか、そういうのを映像教材でやらせていただけたらと考えています。そういったことでいろいろ我々としても当然、規範意識の定着、大人の規範意識の定着ですので、心身の発達段階である子どもときからこういった教育をしていくのは非常に大切なことだと思っています。ただ、設置者が例えば小中学校の場合は市町教育委員会ですし、高校の場合は我々

しっかりできますけど、そういったことも含めて非常に弾力的にしっかり工夫してやっていきたいもんですから、むしろ「努めるものとする」とさせていただいたほうが、我々としてもいろいろやらせていただく部分がかかり出てくると、非常に逆説的なものの言い方ですが、そういったことで義務というよりは努めるものとしてさせていただきたいと考えております。

委員：ちょっと今のご説明では、義務づけることが適当ではないというご説明とは理解できなかったんですが、義務づけないことで、よりできるようになるというご説明だったわけですが、それは分かりにくいので、もう少し説明いただきたいと思うんですが、どうでしょう。

執行部：なかなか難しい表現をしてしまいました。我々は、この条例が施行されたら、市町教育委員会のほうにもいろいろ積極的に働きかけたいと思います。その前提で、義務というよりは働きかけるところで、しっかりいろいろな多方面からの小中学校教育長会議とか、小中学校校長会とか、あるいは指導主事が学校へ派遣されたそのときとかいろいろなことでやりたいもんですから、むしろ、こういった規定のほうが我々としてはやらせていただく中でやりやすいというところで、そうしていただきたいと考えております。

委員：いろいろやっていただくことは本当にありがたいことと思うんですが、もし義務づけたときにそれができなくなるということがあまり分からなかったんで、この点はとりあえず一回置かせてもらって、次の段落の「飲酒運転の根絶に資する教育」と表現することが適当と書いていただいておりますが、飲酒運転の根絶に「関する」を「資する」にもし変えた場合、教育委員会さんとしてはどう違うと認識されておるのかご説明いただけますか。

執行部：心身の発達段階である児童生徒ですので、「関する」となりますと、大人の場合は飲酒運転に関するというのが非常に分かりやすいと思うんですが、教育現場ではそういった発達段階に応じていろいろ多面的な教育というか、そういったことをやっていきますので、できれば縮小という意味ではなく、広がりを持たせたという、発達段階、いろいろな状況に応じたという意味で、飲酒運転の根絶に「資する」という規定にしていただきたいと考えております。

委員：「関する」よりも「資する」のほうが広いので、いろいろな教育ができるのではないかという、そういうご説明でありますか。

執行部：そう理解いただいたらと思います。

委員：そうすると、前段の飲酒の害みたいな話もこの資するだと広がってきて、そういうような教育もなさるといふような理解ですか。

執行部：そう理解いただいて結構だと思います。

委員：また委員の中でも多分いろいろご議論いただくことになるかと思ひます。一回ここで置かせてもらひます。ありがとうございます。

委員：ほか、どうでしょうか。

委員：最初のほうのご説明の中で、県民から厳しいと取られかねないとかそういう単語があつて、正確には記憶してないんですが、県民に厳しいと取られないようにしたほうがいいという趣旨でおっしゃられているんでしょうか。

執行部：この条例の趣旨が温かい、アルコール依存症の方に手を差し延べる太陽的な意味での条例というふうに聞いておりますので、あまり厳しく取られない方がいいのではないかと考へて、そう申し上げました。

委員：それはこちら側の太陽的なという趣旨を酌んでおっしゃっていただいたと、そういうことですね。分かりました。それから、続いて、駐車場所有者の規定が書かれておひまして、駐車場の所有者の話はここでもありましたが、駐車場所有者という単語を入れなかったのは、事業者の中に包含するということだったかと思ひんですが、それについては、またこの後、協議になってくると思ひんですが、そこに所有者と書かれておひますけども、所有者と駐車場の施設管理者とイコールである場合とそうでない場合があるんですね。だから、所有者は管理者にゆだねて、所有者は現場がどうであるかということに全然関与しなくて、とにかく土地代だけ入ってくればいいという場合があつて、所有者よりも施設管理者、これはイコールであっても施設管理者が現場を管理しているんで、そちらの駐車場施設管理者という表現のほうが、もし入れるとなつた場合、そちらのほうが適当かと思ひますが、それについてはいかがでしょうか。

執行部：先生からのお話のように、まさに警察の意図としましては、実際に駐車をする現場に飲酒運転をさせないような形でのポスターなり掲示物を出して、ドライバーに思ひとどまらせる、あるいは、もし飲んだ場合には、そこから車を運転させないという趣旨であれば、それで結構かと思ひますので、必ずしも駐車場所有者というものでなくして、幅広く言えば管理者、設置者、そういったものにまで及ぶような形で表現していただければ幸ひかと思ひます。

委員：よろしいですか。ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。広範にご意見

をいただいていますので、広範な質問をしていただければと思いますが。

委員：ありがとうございます。3ページの受診義務の中で、一度目の違反者から受診義務を課そうとしており、それに基づいて受診したかどうかを知事に報告しなければならない旨の規定のところ、地方自治法第14条第2項のことが書かれていますが、ここをもう少し具体的にご説明いただいてもよろしいでしょうか。

執行部：義務を課す場合は、条例に規定が必要だということでございます。

委員：後で確認させていただきますが、条文がもしお手元にあるのであれば、今教えてもらえますか。

執行部：申し上げます。「普通地方公共団体は、義務を課し又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」

委員：今回、初回の違反者から受診義務を課そうとしているんですが、それを条例で規定しようとしていることが、同法第14条第2項に基づいてやっているという認識でいけば、そこから先の報告を県民がしなければならない規定というのは、我々としては義務を課そうとは思ってないんですね。その前提で考えた場合、このご意見というのはどうなんでしょうか。逆に言えば、環境生活部としては、県民に受診をしたかどうかをちゃんと報告させなければいけないじゃないかと、そういうお考えなのか。そこを確認させてください。

執行部：この条例の実効性を確保するためには、やはり受診をしていただくことが大事なのではないかと考えます。報告義務も何もなければ、受診率が下がる場合も考えられますので、この受診していただくことと、そして、受診したら報告していただくことを義務化していただければと考えておるところでございます。

委員：骨子案においては、この後に受診をしない人に対して家族に通知をすることができるという流れになってます。そうすると、その確認のために報告義務がないと、その確認ができないということも含めて、ここに受診義務とそれに伴う報告義務という流れを執行部からご提案をいただいておりますかと考えるものであります。

委員：ありがとうございます。あと、1点、最後のその他事項の条例が適用される範囲のことで、県外の方が違反した場合のことを事例として挙げられたんですが、その他、ここのご意見の趣旨をもう少し説明いただけますでしょうか。

執行部：先ほど県外の運転者が三重県で違反した場合もこの条例の対象になるわけですが、一方、県内の運転者、県民の方が県外で違反した場合は、本条例の対象外となります。県の条例は属地主義ということからでございますが、そのため県内の運

転者すべてを対象といたしまして、県外運転者を対象外とする場合は、そういった旨の規定が必要ではないかと考えまして申し上げました。

委員：今理解できなかったのですが、三重県内で違反を起こした場合に、この条例の適用があるという事実があるわけですね。今おっしゃったのは、それをどうしたらいいというアドバイスなんですか。もう一回説明してもらえますか。

執行部：三重県内で県民の方であろうと県外からおいでになられた観光客の方であろうと、飲酒運転をしたら、この条例の違反になります。ですので、県外の方が三重県で違反された場合は対象になるということなんですね。その県外の方を例えば除外する場合、それから、県民の方が他県で飲酒運転をされた場合、これも除外となるのかといったことにつきまして少し規定が必要なのではないかと考えまして申し上げました。

委員：そのご意見の中には、県外の方が三重県内で飲酒運転をした場合に、この条例を適用すべきである、適用すべきでないというご意見は入ってないということですね。それは我々のほうで考えたらどうか、ということによろしいか。

執行部：おっしゃるとおりです。

委員：まさしくこの件に関しては、前回も少し議論をしたところですが、このご意見もいただきながら、これはこの枠にしてほしいというよりも明確に整理をしてほしいという意見というふうにとらえていますので、検討会の中でその範囲を明確にする。その明確にするために条文等を修正する必要があるのであればしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

委員：そうしますと、いただいている今日の資料6で、「検討されたい」と言われているのは、そういう新たな検討課題を示していただいている、「何々をされたい」とか「求められている」ことについては、ある一定の意思を持って執行部としての意見があるというふうに読ませてもらってよろしいのでしょうか。

委員：その件に関しては、その思いも含めて整理をするものだと思いますが、この執行部の意見全体の書きぶりとして、こう書いていただいているのは、そうしてほしいという部分と検討してほしいという部分と、これは思いとして言うておくという部分と、それをあえて確認をしておきたいということですよ。それはぜひ聞いておきたい。よろしくをお願いします。

執行部：健康福祉部としてのところでございますが、「されてはどうか」というのは提案でございますので、例えば4ページの2段落目、「規定とされてはどうか」と書いてございます。これは投げかけでございますので、規定されるのかされないのかというの

はお考え願うところでございます。それと、「不要ではないか」というのは、この文言どおりでございますが、微妙に語尾でされてはどうか、「不要ではないか」とか、「規定されたい」とか、「明示されたい」と文言どおりでございますし、それぞれのニュアンスで私どもとしてしていただきたいのは、「されたい」ということで書いてございませし、お考え願うものは「されてはどうか」と書いてございませし、そういう語尾で執行部のニュアンスを感じ取っていただければというのが健康福祉部でございます。

執行部：環境生活部も同じでございますし、「していただきたい」とか「規定されたい」というのは強い思いがあって書かせていただいております。あと、投げかけましているかがですかというご提案の場合は、「必要ではないか」とかそういう言い方にさせていただいております。

執行部：警察本部の意見についても同様でございます。「されたい」という言い振りのところにつきましては、中に入れていただくということを前提で考えていただければと考えています。その他の部分についても同じような考えでございますので、よろしく申し上げます。

執行部：教育委員会は、6の教育及び知識の普及の(2)番でございますが、3ページの上を書いてありますように「規定されたい」ということで、ぜひこうしていただきたいという思いでございます。

委員：ありがとうございます。

委員：「されたい」ということはほとんどだと思ってるので、それを踏まえて、県警も「されたい」以外に書いてないのと違うかなと思しながら実は読ませてもらったんですけど、いずれにしてもそれを前提に考えさせていただきたいと思います。その中で5ページにあります委任のところなんですけども、もう少し、ここのご説明、その背景です、県というのにはこういうのも含まれるけれども、その明確な規定がなければ、それぞれの規則で定めるべき内容が明確にならないため、それぞれ明確になるような規定とされたい。分かるようで分かりづらいんです、ここの文章。どういう意図があるのか、もう少し具体的にご説明いただくとありがたい。なぜ、そのようなことをおっしゃらなければならないのか、背景が何かあるのかなというのを、それも含めて確認したいんですが。

執行部：これは執行部側のそれぞれ部署が分かれておりまして、この飲酒運転条例が一部にかかわらず非常に広い範囲で規定をしていただいている条例であるということにもよります。それで、例えば、規則でこれを定めることがたくさんあるかと思うんです

が、この場合、教育委員会の場合は教育委員会規則で、公安委員会の場合は公安委員会規則で、そして、三重県は三重県規則で定めなければなりませんので、どこがこれを実施していくのかというところで少し疑義が生じる場合がございます。例えば、県という言葉でどこがやるんですかと、「どこが」ということがありますので、できれば明確にさせていただけるとありがたいと思います。

委員：ここは執行の中身に入ってくることなので、議会としては遠慮したつもりで規定してないんですけど、よろしいんですか、逆にこっちが踏み込んでいってるんな執行部のやり方について意見を言わせていただいて。そこまで我々が規定で書かせてもらってよろしいんですか。執行部にとって今まで二元代表制の議論をしてきた中でも、執行権と予算提出権は知事の権限だから議会が入ってくるなと随分言われていたところからすると、この部分については、どうぞ執行部のやり方について議会で決めてくださいというふうに聞こえるんですね。それで大丈夫ですか。

委員：ちょっと整理させてもらいます。これは私が感じる範囲において執行部からいただいているのは、この13委任の表記、書きぶりにおいて、「必要な事項は規則で定める」としてありますが、ここを「必要な事項は三重県規則、教育委員会規則、公安委員会規則で定める」というふうに書いてもらいたいという趣旨なのかなと思っています。骨子案はそれを定義で定めて、ここには「規則で定める」という書きぶりしかしていませんが、それを定義の表記から、この委任のところにそれぞれの3つの規則の表記をしていただきたいという、そういう意見としていただいているのかなと。だから、規則を具体的につくってくれというところまで議会に求めていることではないと認識しているんですけども。

委員：私の受け止めたのは、県の中でどこが何をするのかというところが、縦割りなので決めづらいので、そこは議会のほうで整理してくれというふうに聞こえたので。それではないんですね。もしそうならば、それはそれでまた議論の仕方があると思っていますので。

執行部：警察本部といたしましては、そういったところまでは求めておりませんが、それぞれ県というような主体で表現されたり、知事という形で表現されておるときに、実際の具体的な作業を行う部門が警察であるのか、あるいは知事部局であるのかといったときに、線引きを任せていただくのであればそのようにさせていただくと。もしもまさにこの条例の制定サイドのほうで、ここは知事部局にやってくれ、あるいは、ここは公安委員会にお任せしようかというようなものもるのであれば、それも有り得

るのかなという考えではあるんですが、例えば、今回、警察本部のほうで意見として出させていただいております事業者への通知というようなものについて、やはり飲酒運転をして違反をした者の事業者がどこにあるのかという特定等については、県サイドにお任せしても分からない。やはり警察でしか把握のできないところがございますので、そういったところについては県と公安委員会とそれぞれ役割を分けたような形で、明確に公安委員会は、事業者に対して通知をするというような言い振りもあるのかなというような考えでございます。

委員：この条例が制定されることについては、大変私も意義のあることだと思っています。ただ、この条例の実効性について、しっかりとトレースさせていただいて、また、この施行後、このように飲酒運転の事例が減少しているというような報告をぜひ受けたいと思いますので、その点、私もしっかりと関心を持ってこの条例の施行後の状況を知りたいと思っています。そういう点ではしっかりとこの条例が効果を上げて、飲酒運転事故が減少しているという成果を楽しみにして待っておりますので、一つ皆さんのほうからも逐次、その状況について情報提供をしていただきたいと思います。これは要望、期待です。

執行部：温かいお言葉をいただきましてありがとうございます。ぜひ、そのためにもこの受診義務のところ、公安委員会さんから知事に情報提供をしていただきまして、知事から違反者の方に通知を差し上げると。そして、その違反者の方から受診したという報告を受けると、これにつきまして規定をいただきますようお願いいたします。

委員：ほか、いかがですか。

委員：文言のところで検討されたいとか、それぞれどのような意思を持って表現されているのかということについては、ご説明をいただいたので、大体おおむね分かったんですが、ただ、4ページの受診義務の(3)で家族に対するところですね。ここは環境生活部さんとなっているんですけども、最終、このように県が家族に対して協力を求めることについては整理すべき課題が多いと考えるということで、考えを述べていただいているだけなので、このあたりは家族に対して協力を求めていくことに否定的で、現状、住基台帳だとか条例に規定しないと利用ができないという問題とか、家族が特定できない、というような課題が多いので、もう家族への協力は求める必要がないのではないかなというふうなご意思があるのかどうかということについて確認したいんですが。

執行部：家族の方に協力を求めることは大事なことでと考えておりますし、決して議会の意思を否定するようなことではございません。ただ、ここにつきまして、どういったことをすれば家族に協力を求められるかということ非常に前向きに検討させていただきまして、まず、家族情報を収集するためには、いきなり住民票を取ることは無理でございます、この住民基本台帳というのを閲覧するということになります。住民基本台帳を閲覧しますと、それにはまず条例の規定が必要です。閲覧させていただきましても、分かるのが生年月日と氏名と住所と性別だけです。大体その性別とか生年月日から、例えば違反者が男性の方としますと、まず、この方の奥様かなとか妹さんかなみたいな感じで推定をいたしまして、氏名と住所の特定が必要でございますので、住民票の交付を受けることとなります。そして、それから初めて家族の状況が、例えば、妻だったら妻、世帯主と両方合わせて見るわけです。違反者の方と請求した方と。それで合わせて初めて家族かなということが分かります。それから、家族に今度は違反者の情報を提供しようと思いますと、これは本人以外の方に本人の個人情報を提供しますので、またこれも条例の規定が必要になります。こういったことで家族情報が収集できたとしても、同居の家族情報のみでございます、例えば、何らかの事情によりまして別居している場合は、それが分かりません。また、お名前が変わっている、違う姓の場合はこれが家族かどうか、単に同居しているだけかとか、またいろいろな問題もありますので、同居している家族がいらっしゃる方の場合には協力を求めることができますが、そうでない場合は協力を求めることができず、アンバランスなこともあります。こういった課題が非常に多かったもので、私どもとしては課題が多いということを申し上げまして、またご検討いただければと思ったところでございます。

委員：その部分については理解をいたしました。率直に今聞かせていただいていますと、非常に事務量としては多いと感じたんですが、やはりそうですかね。

執行部：例えば、住民基本台帳を見ようと思いますと、お住まいの市町に伺いまして、そういった手続きを取りながらということになりますし、それぞれに持って行き、これでということをお願いしないとなりませんし、かなり事務量としては増えると思います。

委員：了解しました。あと、5ページの最初のほうの県警のご意見で、違反者と家族との間にDV等の問題がある場合等についての規定の必要ということについて、もう少し詳しくご説明をいただきたいんですが、ちょっと分かりにくいというか。家族へ通知

してもDVがあって被害を受ける可能性があるとか、そういうニュアンスですか。

執行部：DVとの関係につきましては、まさに今被害者の立場にある奥さん等の場合は、住民基本台帳の閲覧を禁止してもらったり、それから、警察的には行方不明者届出の受付をしないといった支援措置が執れるようになっております。これはいわゆるDV法で規定されていることになりますので、そういった場合には、家族自体が把握できても連絡は逆にできないと、してはだめな状態になっているということもございますので、そういったことについて条例上、何でもかんでも家族に通知するという規定振りをしてしまうと、そういった面でトラブルが生じてしまう可能性もあるということで、検討をしていただきたいとさせてもらっています。

委員：了解しました。さすがに執行部に意見を聞いて良かったなというところを率直に感じました。ありがとうございます。

委員：ほか、いかがですか。

委員：3点ほどお伺いしたいと思います。1つ目は、委員からもお話がありました、1ページの4の責務のところでは支援の範囲についてというお話があって、「努めるものとする」ということにされたいというお話がございました。このご意見も理解はできるんですが、支援の範囲について広範に解釈されるということでありましたら、その内容について、また一度、この委員の中でも協議させていただいて、より努めるものとするというよりは、支援内容をもう一度、範囲を検討させていただいて、より実効性のあるものにさせていただきたいと思います。それから、2点目ですが、5ページの9の相談というところでございますが、各飲酒運転をするおそれのある者、相談措置の内容について具体的に規定されたいというご意見でございますが、どこまでそれを規定されたいのかというのを、漠然と規定されたいということですのでお教えいただきたいと思います。ちなみに、条例を制定されている5県の大分県、宮城県、山形県、沖縄県、福岡県を見ますと、そういう規定ではないのではという認識をしております。続いて、最後3つ目は、10番の情報提供ですが、これも警察のほうでどの程度の分析を行うかという内容ですが、これは個人的には項目といたしましては、飲酒運転の交通事故の発生件数とか、違反者の人数等をインターネットで知らせるというのが沖縄県にあるんですが、そんなイメージをしておるんですが、警察のイメージを教えてくださいたいと思います。

委員：では、順次、お願いいたします。

執行部：9の相談のところでございますが、私ども保健所では飲酒に関する相談というのは

保健所業務に入っております、これは県民の健康を守る健康相談ということで、保健所業務に入っております。ただ、飲酒運転に関する相談となりますと、これは保健所では行っておりませんので、飲酒に関する健康の相談はよいですが、飲酒運転に係る相談といいますと、どんな相談なのかという話になってまいります。それと、相談に応じるものとするではなくて、この応じる等必要な措置と書いてございますので、この措置というのは何かお考えがあってこの措置というのを記述してみえるのか、その辺が分からないものですから、その辺をお教え願えればということでございます。

執行部：情報の提供の関係でございますが、今現在、警察自身が、やはり飲酒運転の再発防止とか飲酒運転の防止に向けて県民に向けた情報提供を現にやっております。それと同程度の内容でよければ、特に規定は結構かと思うのですが、この条例でさらに条例の実効性を確保するために何か突っ込んだ内容まで分析をするということを考えておみえになるのであれば、そういった部分を具体的に入れていただいたほうが、公安委員会の立場として情報を整理する、分析する際に非常にありがたいという考えでございます。

執行部：1点目でございますが、先ほども申し上げましたが、県としては必要な支援はぜひいろいろ取り組んでいきたいと思っておりますし、前向きにこういうところはやっていきたいと考えているところでございます。ただ、「必要な支援を行うものとする」ということとなりますと、際限なく広がる場合があります、やはり県にも限度がございます。この条例に書いてあるのではないかと言われると、非常につらい部分もございますので、できれば「努めるものとする」というふうにしていただければと考えるところです。

委員：1点目の先ほど執行部言われたところの内容については、もう一度、委員会のほうで話し合いをさせていただきたいと思っております。それから、相談のところですが、これは個人的な意見ですが、飲酒運転というのは、いろんな要因があると思うんです。先ほどの家族関係の話から、医療的な問題からいろいろあるかと思っておりますし、それを柔軟に対応するには、内容の範囲を規定するのは、他県の例を見ていると結構難しいものですから、抽象的なことになるのかなと思っております。それから、3つ目の先ほどの警察のお話で、突っ込んだ部分に関しては、明示していただきたいというお話でしたので、その突っ込んだ部分というところの具体的な内容は、私もまだ勉強不足ですが、もう少し詳しいところで情報提供をしていただくのであれば、それに類したものを積極的に情報提供するように努めるものとするというような内容で検討させてい

ただきたいと思います。

執行部：相談のところでございますが、ある程度この条例を施行されますと、相談に応じるところをパンフレット等でご案内をしないといけないと思います。どこにその相談を、こういう相談はここ、こういう相談はここというふうなことを書かないといけないのかなと思いますので、もう少し何か委員のほうでお考えがあれば、それを示していただければ、こういう相談ならここで受けるということができるのではと思っておりまして、それは執行部のほうでということであれば、そのような形でまた考えさせていただくということかと思えます。何か具体的なことがあればお願いしたいと思うところでございます。それと、もう1点、私ども保健所で行うとなったときに、四日市の保健所は県ではございませんので、県条例で従来の保健所業務を超えて何か保健所でしなければならないことがあるようでしたら、それは四日市のほうと相談しないといけないというか、権限の問題がございますので、そういう問題が保健所には起こってまいりますので、それは参考まででございます。よろしくお願い申し上げます。

委員：ありがとうございます。先ほどの9の相談とか10の情報提供について、ここでは具体的に規定されたいという言葉をしていただいておりますが、その内容の例示とか明示ということであれば、それを規定するのか、ないしは、おそらくここには規定をしないけれども基本計画等へ書き込んでいくのか、ないしは、手続的なところで確認をしていくのかということを含めて、規定を例示したほうがより分かるだろうという議論になれば、当然、例示を入れるということもあるでしょうし、そこまでのことではなく、条文としてはこういう書き方をしながら、検討会の思いとして、例えばこういったものを考えているということに関しては、今までの議論等を整理させていただきながら、成案になる前後あたりで、この件に関しては、こういったことを検討会としてはイメージをしながら検討してきたということのお示しができるのではないかと。最終的にこれを具体的にどこまで、また、どういったものということに関しては、これは執行部の側が基本計画等でおつくりいただくものと思っておりますので、ここにおいては、例示を表記するのかどうか、この辺のところをまた検討会で確認をさせていただき、その後、その具体的な部分、これは当然検討会のメンバーの中にも思いを持っている方もおりますので、そういったことの明示等をさせていただくと、こんな整理の仕方をできればと思っております。

執行部：警察本部としては、まさに今説明していただいた形で検討していただければ結構かと思えます。

委員：ほか、いかがでしょうか。

委員：全体的な感想から言わせていただくと、執行部の方が具体的に書いてほしいという
ようなことの見が多かったので、それは私としては意外で、もっと踏み込んで皆さん
やはり飲酒運転をなくしたいと思って一所懸命考えていらっしゃるんだなというの
は、すごくありがたいと思いました。教育委員会のほうでも、「行うものとする」から
「努めるものとする」というような表記にしたほうが、さらに広がるというような意
味、「資する」にしたほうが広がってできるという意味がちょっと理解できてはいない
んですが、皆さんすごく協力的に考えていただいていることには感謝申し上げます。
1点少し気になるというか、先ほどの対象者のお話のところですが、執行部が言われ
たのと、多分県警の思っている対象者と少しずれがあるのではないかと思うんですが、
県警のほうからは対象者としてどういう認識をお持ちかだけ、意見を教えていただき
たいと思います。

委員：この条例の対象者がということですね。

委員：そうです。

執行部：執行部が説明させていただいたものと基本的には同じでございます。やはり警察
的に見ても、取締側の立場で三重県内において違反をされた方というのは、必ずしも
三重県にお住まいの方とは限らない。特にこれからまた三重県が観光等でいろいろと
他県の方を呼びかければ、当然、高速道路も延伸されましたし、多くの方が入ってき
て飲酒をされる機会も増えると思います。基本的に飲酒運転をしてもらったら困ると
いう形で取締りをするわけですが、そういった違反者に対して、県外の人までこうい
った条例の適用を考えて対応するのかということ、非常にこれは無理があります。医療
機関の受診にしてもそうですし、家族等への連絡とかいろんな絡みから見て、はっき
り言って不可能な部分があると思いますので、やはり範囲は明確にさせていただく必要
があるかと考えております。

委員：分かりました。これはまた改めて整理をする必要があるかと思っておりますので、
よろしくをお願いします。

委員：2回目すみません。先ほど警察本部から、されたいというような強い思いだとい
うお話があったうえで恐縮なんですが、勤務先への通報の規定です。私もその思いとし
て今回の条例の中で議論させてもらう中で、できれば厳罰化とは一線を画した温かみ
のあるものにしたいということとずっと申し上げてきたんですね。もし、このように
勤務先への通報という話になると、やはり社会的な制裁を受ける可能性をどうしても

考えてしまうんですね。そのときの更なる厳罰化の流れのほうの規定になってしまうのかなと思うんですが、もし入れるとすると。その辺のお考えを聞かせていただけないでしょうか。

執行部：この事業者への通知というものは、まず、道路交通法の規定の中で一定の事業をしている者が、その事業に関わる車両を業務に関して違反をした場合に事業者等に通知をするという規定がございます。これは現実的に警察のほうから既に実施をしているところでございますが、飲酒運転をした場合も、当然、同じように業務に絡むようなものであれば通報されています。しかし、これは一概に必ずしもその事業主が道路交通法違反を犯した、あるいは飲酒をして事故を起こしたということで刑罰を受けた、あるいは行政処分を受けたということに更に上乘せをして、企業として制裁的なものを与えるとか罰を与えるとかいったものとは全く別のものだという認識をしております。現実的になかなか事業内容等によっては、やはり社会的に会社のイメージ等も問題になるというようなことから、かなり厳しい措置を取られるようなことがあるとは聞いておりますが、一概にそうではない。あるいは、ある意味ではそういった人を同じような行為をさせないために部署を変えるとか、まさに温かみのある対応を考えておるようなところも多々ございますので、まさにこの条例の中で、それよりも通知する事業者、それから、通知できる形態を更に広げて、飲酒運転が業務に関してなくても、私用の際にも飲酒運転をしたという事実があれば、事業主に通知することによって、その方が同じ過ちを犯さない、あるいは、その従業員の方で同じような飲酒運転をすることのないように事業者として、それこそ温かく従業員を見守りながら飲酒運転の根絶に務めていただく、そういうのに資するのではないかと考えております。

委員：温かくというお話ですが、でも、少し残念ですが、私とは考えが違のかなと思います。今、もう少し整理させていただきたいのですが、通勤途上における情報について通知するところに書いていただいておりますが、通勤途上という整理をどう考えておるのか教えていただきたいんです。例えば、帰りにお酒を飲んで家に帰る途中で飲酒運転だという場合、これは通勤なのか、それとも私用なのかというところはいかがでしょうか。

執行部：まさに通勤途上というのは、飲酒の機会というのが仕事を終えて帰宅途中で飲酒される、そういう機会をとらえて通勤途上と考えていますので、私的な行動としてとらえていきたいと考えています。

委員：通勤途上に限るような形で読ませていただいたんですが、それは広い意味での業務

ととらえておっしゃっておるというよりは、今のご説明ですと、私事の状態まで広げたいという趣旨なんでしょうか、もう一度。

執行部：まさにそのように広くとらえて、単なる通勤途上だけではなしに、仕事を終えて帰る途中であれば、当然そういった形で事業者には通知をして指導をしていただきたい。あるいは、二度とそのようなことを他の従業員から起こさせないような社員教育等をしていただくというように考えています。

委員：そうすると、今、警察本部の持たれているイメージは、完全に休日であるという場合は除くけれども、その日、仕事に行った帰ったというような場合は広くとらえて、これは通勤途上であり、この場合の通報をするような規定を設けたいというお考えという理解でよろしいですね。

執行部：そのとおりでございます。

委員：ここに書いていただいているのは、まさしく仕事に行くために出る時間、工作中、その後、家に帰るまでの機会においてのすべてと。だから、その間でプライベートで飲みに行ったとしても帰宅していないのであれば、この範囲に入ると書きぶりをいただいていると。まさしくこの間における飲酒運転が多いという認識からご提案をいただいているということだと思います。ほか、いかがでしょうか。

委員：他の県では休日の飲酒運転違反者についても通知するような規定をされているところもあったかと思いますが、そういう意味ではかなり配慮していただいた中でのご提案かと受け止めさせていただきました。

委員：ここは他県で休日も含めてというのは情報提供はあるんですが、これは個人を特定しない形での情報提供という書きぶりがされています。まさしく警察本部からご提案いただいている内容は、個人を特定して、その所属する企業団体に通知をするというところでの違いがあるという部分で、福岡県における第16条に近い内容のご提案だということに思います。そういうことですね。

執行部：そのとおりでございます。

委員：県警にお伺いしたいんですが、資料7で提示いただいた対応が可能な精神科クリニック一覧の照会のかけ方というのはどういうかけ方ですか。対応可能ですかと聞いただけですか。

執行部：これは標榜しているところの一覧でありますので、この依存症対応というのは、アルコール依存、薬物依存、ギャンブル依存等の依存症で来ていただいたら対応しますということでございます。あとの科が入っていないところは、単なるメンタルクリ

ニックの診療所でございます。ですので、どのような指定の仕方になるのか、私どもは指定されないというのもあるかと思っておりますが、まさにアルコール依存の診断となりますと、まずはこの「科」が入ってないところは落ちます。それから、診断をするとなったときに「科」と書いてあるところに可能性があるわけでございますが、受けていただけるかどうかは分からない。ですので、もっと減ると思われま

委員：標榜しなければICD-10に基づく診断ができないとか、そういうふうに理解してみえるということですか。

執行部：そう考えていただいて結構です。

委員：私のほうでも調べます。

執行部：おそらく診断しないと思います。おそらくどうしてもアルコール依存がどうか診断するというのであれば、例えば、こころの医療センターに紹介状を書いてもらって行きなさいとか、そういうことになろうかと思ひます。

委員：なのに、情報提供でいいというふうに言っているんですが。

執行部：ここは診断を求めるとなっておりますので、診断を求める場合には、少なくとも依存症対応が標榜しているところでないといけませんし、その中でも条例に基づく指定を受けていただけるところということになりますので、もっと狭まると考えられます。

委員：できないではなくて、しないということですね、確認ですが。

執行部：おそらく資料8の診断基準に基づいてやるかと思ひますが、ドクターとしては、あなたはアルコール依存ですというふうなことは、おそらく自分のエリア外だと思われておひます。メンタルクリニックというのは心の病が中心ですので、鬱病であったり精神的な疾患であったりということになりますので、やはり依存症というのはまた特別な対応が要るのかと思ひますので、おそらくしないということではないかと思ひておひます。アルコール依存に關しての診断をするというのであれば、よそへ行ってくださいということになるのかと。診断ということでございますので。

委員：健康福祉部の見解としては了解いたしました。

委員：これは資料としてお付けいただいたという範囲ですので、ここができるできないというところまでの資料ではないということの範囲でご理解いただければと思ひます。ほか、いかがでしょうか。

委員：1点だけ。通勤途上の話に關連してですけど。例えば、資料的な話ですが、よく保険の適用の關係で通勤途上の定義があるじゃないですか、労災とかの。そういう場合

だと、どこかに立ち寄ればだめだという話をよく聞くじゃないですか。そうすると、ここでも入れる入れないは別の議論として、仮に入れるとした議論の中で通勤途上というような書き方をした場合に、どこか立ち寄ってお酒飲みました、これは通勤途上じゃありませんと。だから、それを通知するのはおかしいですよという議論になるおそれはないんですか。

執行部：まさに労働災害という中での通勤災害というような規定であれば、いったん途中下車をするみたいな形で買い物をした、あるいは飲酒をしたということであれば、通勤が途絶えてしまうという考え方はできるかも知れませんが、そういった補償制度とは全く趣旨が違うというふうにとらえていただければ、あるいはもう少し広くとらえると、通勤と言いますか、帰宅と言いますか、会社からの仕事帰りという意味での通勤途上という考え方をしたいと警察本部としては考えておりますので、まさにそういう労働災害補償の対象となるようなものかどうかというのは、基本的には考えていないと。整合性とかが必要であるというのであれば、またその辺、ご検討いただけたらいかがかと思えます。

委員：単なる疑問です。

委員：ここはやっぱり県警の思いとしてご提案いただいたということですよ。ほか、どうですか。

委員：今のところの県警の考え方で線を引くのはどこかということ、通勤途中の話で。いったん家に入ったか入らないかというのが境目になるということになるわけですか。

執行部：そうです。完全にいったん帰宅をして、まさに自分の私的な行為として行ったようなときにまで事業者に対して通報するのも行きすぎた部分があるかと感じておりますので、まさに帰る途中で飲酒をして帰るようなものについては、事業者も注意をいただけて指導していただく必要があるかと考えておりますので、そういう棲み分けをしたいと考えております。

委員：私的であるかどうかというのは、家に入るという物理的なことで私的かどうかと線を引くのもどうかと思いますが、結局そこで線を引く、それしかないのかなと。家にいったん入るか入らないかで線を引かないと、通勤途中が仕事の帰りの時間なのか、帰りの中でも私的なことっていくらでもいっぱいあるけれども、それを第三者が決めるににくいので、線を引くとすれば、物理的な家にいったん入ったかどうかということでは引けないかと思うんですね。だから、言われるようなことしか仕方がないかと思えます。

委員：ほか、いかがですか。大体ご質疑等はよろしいですか。これに基づいて午後、議論をさせていただくこととなりますが。

委員：執行部おっしゃっていただいた委員とのやり取りの中の話をもう一回確認させていただきます。この資料7で依存症対応可となっているところでないと、治療どころか診断もできないという認識で議論させてもらってよろしいんですか、ということの確認をさせていただきます。そうすると、桑名保健所だとか鈴鹿保健所、伊賀保健所、尾鷲・熊野保健所管内では、診断も受ける場所がないということになるのでしょうか。

執行部：この指定ということを前提に、条例のほうは指定となっておりますので、指定となると、依存症対応というところを標榜していないと、まずは指定は受けていただけない。標榜されているところであればアルコール依存という診断をしていただけるということになるかと。ただ、県条例に基づく診断をして、その後も相談に応じるというのもございますし、そうやってまいりますと、果たして受けていただけるのかどうかと。それは分からない。ただ、何もまだそれぞれの個々のクリニックに聞いておりませんので、ひょっとしたら桑名管内とか紀州でも指定を受けますと言っていたかかもしれません。分からないんですが、おそらくここに今のところ出ているところでいくと、普通に考えるとアルコール依存症対応をしていると言っていないのに診断してくれるかという、違うのではないかと思うわけです。それと、情報提供の規定とされてはどうかという意図は、やはりアルコール依存は、すぐにアルコール依存になるわけではなくて、いろんなストレスであったり、心の健康の問題を抱えたうえでお酒を飲んで運転してしまうと。気が大きくなったとか意志が弱いとかいろんな悩み事があるってされているのではないのかと。そうしたときに、そういう地域の心身クリニックにもかかっていたら、いろんな悩み事があるのであればですね。全くの規範意識が薄い方はだめなのかもしれませんが、やはり心の問題というのがあるのではないのかと。そうしたときには、こういう広い意味でのクリニックに受診していただいたほうが、心の健康等を保っていただけるのにはいいのかと、そういう意味で私どもとしては指定される、指定できますと、また、指定の基準についてはお任せしていただけるのであれば、より一層広くなるように考えるわけでございます。考えはそういうことでございます。

委員：よろしいですか。

委員：駐車場所所有者の話ですが、いろいろの各部局のところの何々されたいという言葉の意味の説明ありましたが、この駐車場所所有者の努力については、定義は規定されたい

ですが、努力について「規定をすることとし」だから、これは駐車場所有者の努力については、規定を絶対してほしいということ、そういう読み取りをしていいわけですか。

執行部：1ページの末から2ページにかけて、駐車場所有者について啓発文書、ポスター等の掲示等の具体的な例示を含む努力義務を規定されたいという言い方で、内容的にも盛り込んでいただきたいと考えております。前段では定義の部分で事業者的な観点から、駐車場所有者に対する努力義務を規定する前段階として定義に入れていただくということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員：ほか、どうですか。では、私からも何点か確認をさせていただいてよろしいでしょうか。まず、責務及び努力の事業者の努力のところ、骨子案は例示等をしておりませんが、例えばどういったことをするのかという従業員教育とかポスター掲示、啓発文書の掲示等の例示を条文中にお書きいただいたほうがよいというご意見をいただいております。我々の趣旨としては、あえて書かないほうが、より執行部のほうで基本計画等をつくる場合、柔軟な検討をしていただけるのではないかと書いてはいるんですが、例えば、第三者等を入れての協議機関なんかでこういうことの基本計画をつくった場合、議論のスタートとなるような例示があったほうが議論がしやすい、そういった趣旨からお書きいただいているのか。1点危惧するのは、それを書くことによって、その事業者の努力でそれだけをやればよいというニュアンスにとらえることを恐れながら明示をしてないんですが。やはり例示があったほうが議論はしやすい、ないしは、そこから膨らんでいくという意味合いでご提案いただいたのかどうか、これをまず確認させてください。

執行部：おっしゃったとおりでございます。まず最低限実施してほしいことを例示として挙げていただければと思ひます。それを切り口といたしまして事業者や団体に対策を要請すること、そして、そこで協議をしていくことがよりしやすくなると思ひますので、ぜひお願ひしたいと思ひます。

委員：ありがとうございます。続いて、確認したいのは、2ページの教育及び知識の普及のところ、内容として「関する」を「資する」に、そして、さらには「行うものとする」を「努めるものとする」というご提案をいただいております。それで、いろいろ「関する」と「資する」についての議論は、他の議員からもしていただいたところですが、これはどうイメージするのかというところになるかと思ひます。それで、「資する」のほうが広いんだというご提案をいただいたわけですが、まさしく範囲と

しては、「関する」よりも「資する」のほうが広いと思います。「関する」は、まさしく飲酒運転の教育に関するという部分では入りますが、「資する」ではあれば、それに影響を与える、ないしはそれに関連するということで、ここにある飲酒の害とかお酒の影響といったことも含めて「資する」になるというのではないかと。それは既に教育の場において行っていることという認識をするわけですが、これを「資する」とした場合、その影響する内容を行えばいいという読み込みの中で、現状の範囲の教育現場における教育というところにとどまってしまうのではないかと考えると、ころもあるんですが、その部分です。私どもとしては、当然今行っている内容はおやりいただきながら、そこに加えて飲酒運転教育という部分を「関する」という表記は入れていただきたい、ないしは盛り込んでいただきたいと。それは授業なのか特別活動なのか、そこは問うものではないのですが、そういう意味合いを持っているわけですが、「資する」とした場合、飲酒運転教育というところまで中身としてお考えいただくことができるのかどうか、ここのご見解を伺いたいと思います。

執行部：先ほど委員がおっしゃったように特別活動とか、あるいは教科の中でというところも含めて、現状での飲酒についての、あるいは交通安全教育の中でのそういった絡みの中で、こういった関係の教育をやっていますが、この条例が制定されたら、それ以上に飲酒運転はだめなんだということを心身の発達段階にある子どもにしっかり教育していくところで、大人の段階での規範意識の定着にしっかりつなげていきたいと考えていますので、基本計画で必要とされた施策については、年1回議会で公表するとなっていますので、それに値するようしっかりした教育はさせていただきたいと考えております。

委員：ありがとうございます。そういった意味において、例えば高等学校とか大学は免許を所持している、又は免許を所持する直前ということで、その人たちに対する直接的な教育というのが当然できるのではないかと思います。例えば、小学生なんかは、飲酒運転教育ということまでは現場の考えとして少し早いのではないかと考えたお考えを持つ先生方も出てくるのではないかと思います。そういったことも踏まえて、この前段の表記をいただいていると思うわけですが、我々としては、意図するところとして、あえて子どもたちにそういったことを伝えることによって、子どもから親に対してお酒を飲んでの運転はだめなんだといった言葉が出るとか、家庭においてそういった会話が交わされる、また、そういった環境がつけられるといったところでも期待して、飲酒運転に関する教育を現場で行っていただきたい。そして、それが親に対し

ても何らか子どもからその言葉が出れば、親に対する影響は非常に規範意識が仮に低かった親に対しても有効性があるのではないかとこのところまでねらって書かせていただいております。そういったことを踏まえて、小学校等における飲酒運転教育をしていただけるのかどうか。ないしは、例えば授業参観等で親子で参加をするような特別活動等も出てくると思います。そういったところであえて共にするような場を特別活動でおつくりいただくようなことも考えの範囲として入れていただけるのかどうか、確認させてください。

執行部：小中学校、特に小学校は心身の発達段階が非常に急激というか、そういうところもありますので、児童に対する一定の配慮が必要だと思っております。そこも含めて市町教育委員会に、今おっしゃったようなところも含めて県教委としてはいろいろ働きかけもさせていただいたうえで、そういったところまでなんとかやっていきたいと考えております。

委員：ありがとうございます。お答えをいただいたのかいただいてないのか非常に微妙なご答弁をいただいたような気がしますので、それも含めて、このやり取りは非常に大事だと思っていますので、また検討させていただければと思います。受診義務について伺いたいと思います。まず一番最初、冒頭に慎重な対応が必要ではないかというようにご提案をいただいております。それは、県民に対してパブリックコメント等をする中で、どういう印象を与えるのかというところでの配慮と聴き取らせていただきました。そのうえで、執行部といたしましては、異論はない、ないしは厳しいとは考えていないというふうにもお答えをいただいておりますが、これは、今後パブリックコメントをするようなところにおいて、前例もないことでありますので、やはり一定の配慮をしながら、また、様々なところを勘案しながら検討していってほしいという範囲のとらえ方でいいのかどうかお願いします。

執行部：お見込みのとおりでございます。

委員：ありがとうございます。それと、4ページのところで適用除外の例示等をいただきたいというご提案をいただいております。これに関しましても、最初の事業所の努力の例示と同じなんです、すべてここに例示するというのは条文としてどうかという気がいたしてまして、どのあたりのところを適用除外とするのかという基準点みたいなものが分かるような例示がされれば、なるほどここでの適用除外というのはこれぐらいのレベルの適用除外を考えて入るんだなという、それが分かるように例示でいいのかどうか、ここを確認させていただきたいと思っております。

執行部：お見込みのとおりでございます。

委員：ありがとうございます。次に医療機関について、指定ではなく情報提供にしてはどうかというご提案をいただきました。ここに関しましては、資料等もいただいておりますところですが、報告義務等までご提案をいただいておりますわけですが、そうすると、医療機関のところにおける一つの担保なり一定の基準は必要ではないかと思っております、通知を執行するのは執行部のほうですから、その先として情報提供の範囲でいいのかどうかというのは、一定の不安を感じているところがあります。それと、今の資料においても、そこがちゃんとするのかどうかというのは、今の段階においては分からないというお話もいただきました。そういった意味においては、指定というところを県が一定の責任を持ってやることの必要性があるかと思うわけです。仮に情報提供の規定とされてはどうかというような場合、条文として指定という書きぶりではなく、県が示すという書きぶりになってくるのかどうか。その場合も情報提供の範囲ではあるけども、それができる医療機関はこれですという一覧表みたいなものは、当然その文書に付けることの必要性は最低限出てくるんじゃないかと思いますが、その辺のところの具体的なイメージとしてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

執行部：考えておりましたのは、第1項は飲酒運転違反者は、アルコール依存症に関する診断を受けなければならないというふうに書いていただいて、第2項で診断基準の規定がなくなりますので、県は、第1項に医療機関に関して必要な情報を提供しなければならないと、そういうイメージで考えております。第1項の県が指定する医療機関を削除すると、2項で医療機関についての情報提供をしなければならないと。そうして、県としてはここに書いてございます医療機関を情報提供するということかと考えておまして、ここで実際行ってみてどういう相談を対応していただけるのかどうかというのは、また別問題なんですけど、診断までされるかどうか、あなたはアルコール依存です、いや、違いますということはなかなかしていただけないかと思っております、それをしていただける医療機関は県内でもごくわずかと思われまますので、私どもとしてはそういう意図でございます。ただ、指定をされるというのであれば、私どもとしては指定の基準というのも考えさせていただきまして、ここに載っている69の医療機関を指定できるような形にできればいいと思っておりますし、そうではなくて、あくまで診断しなければいけないという規準になりますと、最高でも11しかない。まして、医療機関のほうで県条例に基づく指定を受けたくないという話もあるかもしれませんので、そうすると、2か3ぐらいしか残らないと。どんなお願いをしてどん

な規準にするかによって大分違ってくるのかなと。

委員：ここで議論をするのをやめて後の場で議論したいと思いますけども、受診義務の全体の流れをみて、そこに県の条例ですので、責任ある方向を示すとすると、情報提供はされた、そこに行ったはいいわ、できませんという、そんなことは基本的には考えられないとっていて、この8(4)までを書いている、要するに指導助言ができるようなところまで持っていくという、ここまである程度担保されたところで、県が医療機関に呼びかけていただいて、それに応じていただくところを指定をしていただくと。その数に関しては、スタートの段階においては、医療圏に1つなければいけないということでもないと思うので、ここはまた別のところで具体的な流れとして議論をさせていただきたいと思います。お考えはよく分かりました。あと、8(4)で、「助言を行うことができる」と書いておるんですが、ここでは「積極的な助言指導を行うよう努めるものとする」となっていて、積極的な助言・指導のところを見ると、骨子案よりも非常に強く、やはりそこまでぜひともつなげていきたいという思いを感じる。しかし、できるものとするというところを努めるものとするというところを読むと、何か弱めているようなニュアンスもあるというところで、このニュアンスが分からないんですが、ぜひ、診断された人はそこまで持って行ってほしいんだという思いでお書きいただいたのか、いやいやそこまでのことではないんだというところなのか、このニュアンスが分からないんですが、教えていただきたいと思います。

執行部：当然アルコール依存と診断をすれば、医療機関として治療をしないとイケませんので、行うことができるというのではなく、しなければいけない。アルコール依存と診断したんですから、「できるものとする」というのは、できるではなくてしなければいけないことですので、医療機関として診断した以上。そうなりますと、条例ではもっと本条例の趣旨に鑑みて、本人の事情に応じた治療方針も立てていただいて積極的にやってくださいという、平素のしなければならぬレベルよりももう少し頑張っただけませんかというニュアンスを込めて努めるものとするとしたわけでございまして、今の「行うことができる」というのは、ちょっといけないのではないかとございまして。

委員：分かりました。ありがとうございます。いい意見をいただいたと思います。そうすると、やはりこの受診義務の流れはゴールがここにあるんだという中で全体を考えると、どういうふうな系統立てないといけないのかというのを全体の印象として、スタートと中間を見るよりゴールを見ると内容がよく分かったということで理解させていただき

ました。最後に、施行日で確認させてください。施行日のところで福岡県のように一定の期間をいただきたいと、周知等を含めてという部分で、当然、これは必要だと思っています。それで、全体としての施行日というのはあまり時間をかける必要もないと思うんですが、受診義務については6箇月程度はほしいと。ないしは、教育機関の施行時期については、一定の配慮というのは、現場においては年度初め、4月1日ということのイメージかと思うわけですが、そういったことをイメージしてお書きいただいているという理解でいいのか、ここの確認をお願いしたいと思います。

執行部：書きぶりとしては配慮いただきたいということなのですが、やはり委員がおっしゃるように学校は4月からですので、学年進行、やはりできれば新年度の4月からしていただきたいと考えています。

委員：受診義務のところは。

執行部：お見込みのとおりでございまして、最低でも6箇月は空けていただき、啓発させていただきますので、お願いいたします。

委員：そうすると、それ以外のところに関しては、そんなに日にちは要らないという認識でもいいんですか、そこを含めて。

執行部：はい、それで結構でございます。

委員：ありがとうございます。すみません、長々と。ほか、いかがでしょうか。大体よろしいですか。最後、1点だけ確認をさせてください。ここの提案にはいただいてないんですが、検討会として、この執行部のときに確認をしたい事項として、警察本部に対して「重点取締区域」を設けてはどうかというところで、検討会としては結論が出ませんでした。宮城県においては、それを条文中に設けておるんですが、このことをこの執行部の意見のところでも聞いたうえで最終確認をしようということになっておりますので、「重点取締区域」を設けるという条文を入れるべきかどうかというところに関して、執行部のご意見がありましたらいただきたいと思います。

執行部：警察本部といたしましては、県下全域というとらえ方をしていたほうがいいのかと思いますので、一部地域を重点箇所としてとらえて、そこを集中的にやるのはやはり不公平感なりが生じる可能性もありますので、好ましくないのではないかと考えています。

委員：分かりました。ありがとうございます。ほか、全般的に聞き忘れ、ここを確認しておきたい等ありましたら、どうでしょうか。大体よろしいですか。あと、執行部のほうからも最終、言い忘れがあったとか、伝えておきたいというところよろしいでしょ

うか。分かりました。ありがとうございます。それでは、以上を持ちまして、執行部からの意見聴取は終わりたいと思います。執行部の皆様にありましては、長時間に渡りましてご説明、ご答弁をいただきまして大変にありがとうございました。ここで執行部の皆様にご退出をいただきます。ありがとうございました。では、お昼でもありますので、暫時、休憩をさせていただきます。午後からはまず関係団体に文書照会をしておりますので、その報告を事務局からいただき、その後、各会派の意見等ありましたら、ご提案、発表をいただく中で、それをすべて踏まえうえで執行部の意見をどのようにしていくかというご議論をいただきたいと思います。では、暫時、休憩いたします。

(休憩)

委員：それでは、休憩前に引き続きまして、検討会を再開をいたします。執行部からの意見を検討する前に、今回、関係者に対して文書により意見照会を行いましたので、その結果を報告し、その次に、各会派の検討結果の報告を行ってもらい、その後にこれら関係者、各会派の意見も踏まえつつ、執行部からの意見を検討をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。それでは、はじめに、関係者の意見について事務局より報告をさせますのでお願いをいたします。

事務局：【資料9】について説明

委員：ありがとうございました。続きまして、各会派からの検討結果を報告をしてもらいたいと思います。それでは、まず、新政みえからお願いをいたします。

委員：条例の本文の検討を要するような意見というのはありませんでした。意見として出ましたのは、教育の部分で学習指導要領がある中で新たな飲酒運転防止に関する部分をどう盛り込んでいくのかについては、難しい問題があるのではないかという意見とかがありました。あと、飲酒をしていく年齢層である大学ということを規定した方がイメージしやすいのではないかというような意見もありました。それから、あと、飲酒運転違反者というふうに受診義務のところでは規定していますが、飲酒運転ただけでは分からないので、捕まらなければスルーになるという、それはしょうがないんですけども。本文の検討を要するような意見はありませんでした。

委員：ありがとうございます。続きまして、自民みらいをお願いします。

委員：結論からすれば、この案で了解され、変更すべき点はないということでした。意見としてございましたのが、一つは、我々も議論したところではあるんですが、県民の

努力の中で飲酒運転をするおそれのある者がいた場合、ないしはしている者を見た場合、通報しなければならないということを他県同様に入れてはどうかというご意見がありました。ただ、それは我々も議論の中で申し上げたように道路交通法上、それは当然のことであるということで、今回この中には入れていませんという説明で一定の理解は得られたとっております。それと、もう少し全体として厳しめのいわゆる北風的な内容も強化すべきではないかというお話もありましたが、これにつきましてもここでの議論同様で、既に道路交通法で厳罰化、さらに厳罰化の方向性も今ある中で、この条例としてはその方向とはまた違うところでの対応をしていきたいということで、一定のご理解はいただけたのかと思っております。

委員：よろしいですか。ありがとうございます。続きまして、鷹山お願いします。

委員：特に意見はないということでございます。また途中で出てくるかもしれないですが、今のところはないです。

委員：分かりました。ありがとうございます。公明党については、私のほうから報告をいたしますが、公明党といたしましても特になしということでありましたので、ご報告をさせていただきます。なお、みんなの党につきましても、先日、私と委員で条例骨子案の説明に伺わせていただき意見を聞いてまいりました。その内容において、全体的には特段意見はありませんということでしたが、感想の部分としてもう少し厳しい条例でもよかったのではないかなというご意見をいただいたところであります。加えて、これは変えていただきたいというところまでではありませんでしたが、県民の努力というところを責務に、厳しめにというところも含めてだと思っておりますが、責務ということでもよかったのではないかなという意見もいただきましたが、全体といたしましては特段意見はないというところでございます。それでは、各関係者、各党派、執行部の意見について全体的に検討をしたいと思っております。検討の土台といたしましては、この執行部の資料6の意見に基づいて一つひとつ確認をしていくのがいいかと思っておりますが、そういった方向性でよろしいですか。そうしましたら、執行部からの意見については3の定義からありますが、この3の定義は他のところとも少しリンクをしておりますので後に回しまして、4の責務及び努力の(1)の県の責務のイのところ、執行部からは「支援を行うものとする」というのを、「行うよう努めるものとする」としていただきたいという意見をいただいたところであります。ここはしなければならないではなくて、ソフトな義務規定に私どもはさせていただいてるところでございますが、この部分について委員からご意見をいただき決めていきたいと思っておりますが、

いかがでしょうか。

委員：先ほどの執行部からのお話だと、広範に過ぎるので何かしら絞りをかけたほうがいいんじゃないかという意味でおっしゃったと。多分その方法は2つあって、先ほどの執行部も言われたような努力規定に変える方法と、先ほど委員がおっしゃったような、そもそも支援についてもう少し絞るような規定にする方法で、また、今、委員がおっしゃったような、いくら義務と言ってもソフトな規定なので、そういう心配には及ばないという考え方もあるかと思えます。皆さんの議論次第だと思いますが、私としては、今の状態でそんな執行部が心配するようなことは起きないのではというような印象を今持っておるところです。

委員：ありがとうございます。ほか、いかがですか。

委員：支援内容を必要な支援ということはどういう形か、今、具体的には出てこないんですが、2、3挙げていただいて、そのうえで行うものとするというような形で、特段、執行部が言っていたような何でもかんでもやらなくちゃいけないというような強い文脈にはならないと思いますので、事例を2、3挙げていただきながら、「行うものとする」というような書きぶりがよろしいのではないかと私は思っております。

委員：ありがとうございます。ほか、いかがですか。

委員：必要なところにいるんなものが入ると思うんですけども、他県の状況を聞かせてもらったときに、グッズや啓発の用品シール、掲示物などが主になってきているようなので、特別すごく予算がかかるとかという、今もやっていたいことに少しプラスアルファだと考えますので、この「必要な」のところに入るのではないかとと思うので、この「行うものとする」で私はいいと思いますが。

委員：ありがとうございます。ほか、いかがですか。大体よろしいですか。そうしましたら、執行部からは何もかもやらなければいけないことになってしまうのではないかと、ということで、「努めるものとする」というところの提案をいただいたところですが、「しなければならぬ」という記述ではありませんし、今までの各委員からいただいた議論の中でも、これをもってたちまちここまでやれというようなことでもないということのニュアンスを我々も議論をさせていただいたところでありますので、ここは、骨子案のとおり「行うものとする」という条文にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。加えて、何をするかということに関しては、基本計画等で書き込みをいただく状況があるのととも、財政的支援を伴う必要が執行部側で感じ取れれば、当然そこまで含めてやっていただくところへの検討会の思いも含めて、

この案ということにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。続きまして、同じく4の責務及び努力の(3)の事業者の努力のAで、まず1点目に警察本部から条例に実効性を持たせるために、飲酒運転違反者の情報を公安委員会から勤務先等へ通報できる旨規定をしていただきたいという、このような内容の提案をいただいております。これは、福岡県におきまして第16条で同じような規定がされておるわけですが、この部分について私どもの骨子案には入っておりません。これをどのように検討するかについて皆様のご意見をいただきたいと思います。

委員：ずっと続けて申し上げますとおり、今、厳罰化の流れとは一線を画して違うところからアプローチしていく条例にしようという趣旨でありますし、やはり必要以上に社会的制裁を受けてしまうおそれのある規定というのは、今回の条例には合わないのではないかと考えて、私としては入れないほうがいいのかと考えております。

委員：ありがとうございます。合わせて、この部分に関しては、責務及び努力と7の再発防止のための措置にも同内容をいただいております。これは入れる場所がよりふさわしいところにとということも含めてですので、採用すべきだという場合は、どちらのほうに入れたほうがいいのかということも含めて合わせてのご議論をいただきたいと思います。ほか、どうでしょうか。

委員：私も最初はこういうところまでする必要はない、それはアルコール依存症の診断の義務化のほうが結構効果が高いとか、厳しめかと思っており、飲酒運転の根絶には寄与すると思っていたのです。しかし、すでに実行されている沖縄県のご担当の方にお聴きしたところ、それよりも職場へ通知をするとアナウンスしておくことの方が効果が大きいというお話を非常に強調されていたのが印象に残ってしまっていて、そういう意味においては実効性のある施策を打つに内容としては記述されてもいいのかなという思いもしてきました。

委員：ありがとうございます。ほか、どうでしょうか。

委員：元々北風っばいとこでいったほうがという気持ちあって、それを今振り返すつもりはないのですが。ただ、勤務先を持たない人もいるわけです。勤務先を持たない人、仕事の形態であったり、仕事してないとか勤務先を持たない人と勤務先を持つ人とは、不公平、不平等が生じるのではと思うんです。社会的制裁という意味で。という理由で入れないほうがいいのかと思います。

委員：北風的政策の立場だったけども、不平等という部分で入れないほうがいいのかというこ

とですね。分かりました。ほか、どうでしょうか。

委員：宮城県も沖縄県もそうだったんですが、調査に行ったときに、県警の人から、これはやはり入れていただきたいというのが、各県の県警の人がそうっておられるということに少し驚いたわけですが、それだけ強い思いがあるのだという思いがしました。私が事業者だったら、事業をしてる主だと考えたとき、自分の社員や働いてくれている人たちが飲酒運転をした場合、私なら連絡してほしいですね。というのは、知らなくて事業者としての責任を果たしているときに指導が行き渡ってなかったとか、また、これから改善の方法を出さなくてはいけないとか事業者としては通報というかお知らせいただきたいです。そうしたら、いろんな改善策も出てくるのではないかと思うので。違反者の人の立場の考え方と事業者の人の立場の考え方があると思うんですが、事業主としたら通報いただくほうが、今後のためにも社員のためにもなるんじゃないかという考えで、これは入れてもいいんじゃないかと私は思います。

委員：ほか、どうですか。

委員：先ほど委員おっしゃったようにアナウンス効果もあるだろうし、委員おっしゃったように事業主として再発防止のための何らかの取組をより強化していただけるという効果は期待できると私も認識をしています。しかしながら、先ほど県警のコメントの中では、非常に再発防止の観点で制裁を加える事業主ばかりではありませんというお話はいただいていたんですが、ただ、どういうふうな懲戒規定があるかそれぞれの事業主の詳細は知りませんが、何らかの会社として制裁を加える場合も想定されますので、そうなってくると、基準というか、公平性というか、そのあたりも必要なんではないかと考えますと、通勤途上、では、通学はどうか、福岡県では通学も規定はされていますが、通学の場合は学校へ通報するのとか、そんな問題もあるし、あくまでも通勤、会社へ行く、帰ってくるという途上ですね。通勤手当の支給している場合はそうだけでも、派遣労働なんかで通勤手当の支給がない場合なんかはどうなるのとか、そのあたりのこともいろいろ考えていくと、ここは通勤途上のときには通報まで入れないほうがいいのか。罰則というか、ある意味、社会的制裁ということで罰を与えるような方向へ行くものであれば、ここは慎重になったほうがいいのか。受診義務については罰則規定がありませんのでいいかなと。そういう整理を個人ではしておるんですけども。こここのところの効果は認識しつつも、現時点での条例に規定するのは難しいのではないかと、やめたほうがいいのかと思っています。

委員：ほか、どうですか。ここは少し議論を深めたほうがいいと思いますので、皆さんのご意見、ご見解をいただきたいと思いますが。

委員：今、委員から罰則がという話がありましたが、現実的に通報が行く勤務先とか、福岡県だと通学と書いてありますが、罰則というのが果たしてどうなのかなというのが一つ疑問にあります。そのうえで私も宮城県や沖縄県へ一緒に行かせていただいたときに、やはり現場レベルの県警の職員さんのコメントをお伺いすると、やっぱり警察職員に怒られるよりも、それは会社の上司であったり身内の者に怒られたほうが、より効きますというお言葉もございまして、そういったことを鑑みますと、やはり飲酒運転をゼロにするという大前提に立ちますと、入れたほうがよいのではないかと思います。

委員：ほか、どうですか。

委員：この県警からのご意見だけを読むと、いろんな危惧するところもあるんですね。先ほど委員が言われたように、すべての事業者が温かみのある再発防止教育だけではないみたいなことも。そこは事業者の判断であって、その答えは答えとしてあるのしょうけれども。例えば、記述できるのであれば、やはり再発防止の措置として事業主が飲酒運転の再発防止の教育をするために必要なときに応じてとか何か使い方なのか、情報提供をするにしても、その目的を明らかにしておけば、比較的危惧されるところも払拭できるのではないかとは思いますが、それは可能なかどうか、法的技術的に可能なかどうかは別ですが。

委員：今のはこういうことですか。公安委員会の判断で情報提供することができるというのではなくて、その情報は当然持ってますよね。いわゆる企業団体から求められた場合、公安委員会はその情報を提供することができるという、そういう意味合いですか。

委員：ちょっと違いまして、公安委員会は通知することはできるんですが、受け止めた事業主が、それはなんのために公安委員会からこういう情報をもらったのかというところを明らかにしておくことができないかと。それは従業員に対して制裁を課すとかではなく、会社のイメージダウンを防ぐために再発防止のための会社全体の取組であったり、教育を行ったりとか、そのためにこういう情報が公安委員会から来ているということを、何らか条文上明確にできないかと。それによって、例えば規則になるんでしょうが、各事業所に送る通知文には誰れさんが、どこまで情報を入れるか分からないですが、ここで飲酒運転で検挙をされましたと。貴事業所においては二度と従業員にこのようなことがないよう再発防止のための教育等を実施していただくようお願い

いいいたしますみたいな、そういう文書で行くようなところまで担保できる、そんな条文にできないものかという意味合いです。

委員：分かりました。要するに公安委員会はその情報を通知することができる。その受け取った企業並びに団体は、それを例えば従業員教育や再発防止にしか使うことができないと。そういう二段組みでいったらどうかと。要するに条例でその使い方を明確にしておく、縛りをつけるという意味合いですね。だから、それが制裁とか処分のほうに行かないような縛りをかけておくということですね。分かりました。ほか、どうですか。

委員：当初、この条例を議論する中で、全くゼロのところからスタートして、条例の柱を決めてくる中でいろんなアプローチがあったと思うんですね。厳罰化の方向もあれば、お話のような温かみのある、どちらかというところとアルコール依存症に対する支援も含めて、そういう人を救い出すことによって少しでも減らしていこうという、そういうスタンスできた中では、正直、この県警の提案は違和感を持っています。確かに受け止め方、事業主がそれを受け取ったことに対して、制裁的なことではなく、ポジティブにソフトに考えてくださいということを知らしめるという方法もありますが、やはりそこまでは正直制約できないというか、期待できないというか、やはり受け止める側はどういうふうにしてその情報を使うかというのは、委ねられてしまうので、例えば県警の話で違う部署に移ってもらったほうが、それは会社としても本人にとっても良いという話がありましたが、果たしてその事業所がほかの部署がある事業所なのかどうかというの分からないわけで、ケースによってはちょっと無理かなというふうになる事業所もひょっとしたらあるかも知れないので。そういうことになると我々が意図してきた流れとは別の制裁的な流れに行くリスクは否めないかと思えますし、本来なら事業主もそういう通報を受けたら、ひょっとしたらこの人はちょっとアルコール依存症じゃないかと、診断を受けるように勧めようとか、おまえ病院へ行けよとか、そういうふうに言ってくれたらいいんですけども、そういうふうな温かみのある方向に事業主が受け止めてもらえるかどうかというのは担保できないことを考えると、かなり制裁的なものになる可能性をちょっとぬぐえないかと思っています。そうすると、やっぱり元々アルコール依存症対策と規範意識の定着のための教育という2本立てと、もう一つ突出した大きな3本目の柱にこれはなってくるというふうに思うんですね。そういう意味では逆に先に立てた我々の2本の柱がちょっと霞んでしまうというか、そこに光を当てたいという部分がちょっと弱くなってしまって、確かに実効性、アサ

ウンス効果というのは、皆さん言われるように期待される部分ではあるんですが、少しその部分は変な表現ですが、ちょっと我慢をしながら先に我々が立てた2本でいくべきではないかと今は思っています。もう1つ、委員も言われていましたが、通勤途上の飲酒というのもちょっと引っかかりがあって、一番はじめに議論したところに、自分のイメージの中では自営とか農業をやっているとか、そういう人たちも結構あるんじゃないかと思えますし、いったん帰って出たらいいのかという議論にもまたなってくるので、なんかちょっと偏りが出てしまうとらえ方でもあるのかなというのも危惧の一つではあります。

委員：ありがとうございます。

委員：少し追加で。確か参考人さんからお話を聞いたときに、アメリカでは非常に厳しいながらも立ち直りを重視して、事業主には通知しないということをしっかりやっているという確かお話があったと思います。やはりそこから考えても、受診義務を課しても立ち直ってもらおうというときに、ひょっとするとこの規定が今度は立ち直りの阻害要因になりかねないという思いもありますので、重ねて申し上げておきます。

委員：ありがとうございました。ほか、どうですか。大体よろしいですか。そうしましたら、この県警からご提案をいただいた内容については、今、意見が分かれているところでありまして、今日、この場で結論を出すのは少し早いと思います。少し積み残しとして明日に回させていただいて、皆様の意見を総合的に勘案して正副案を明日お示しをさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。その部分においては皆様からのご意見、それから、この条例の体系等を踏まえて検討しこういう形でどうかというところ、また、抑止効果、この辺なんかも検討しながら示させていただいたうえで明日の議論に持ち越したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。続きまして、同じく警察本部からいただきました事業者の努力で、特定事業者の一つとして駐車場所所有者を加えていただきたいというご提案をいただいております。この件について、いわゆる特定事業者は原案では飲食店営業者並びに酒類販売業者という2つを議論のうえ特出しをしたわけですが、これを特定事業者として特出しをするのかどうか、まず、この点ご議論をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。なお、「事業者の努力の事業者及び事業者団体は」のところには、当然この駐車場所所有者は包含されておりますので、そのうえで特出しをする必要があるかどうか、ここの部分でのご議論ということとらえていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

委員：駐車場所所有者は、さっきも言いましたが、所有者とするのか管理運営者とするのか

というのは、また皆さんで協議をしてほしいのですが、県警の提案でなるほど一番思うところは、飲酒運転の開始場所となると。飲酒運転のスタートはまさにここからなんだということですね。それを思うと特出しもありかと思っております。

委員：ほか、いかがでしょうか。

委員：今のご意見ですが、法令遵守という立場から考えますと、単に駐車場所有者がそういった方たちのために便宜を供与して、たまたま駐車した人が飲酒をして、その駐車場から車に乗って、結果的に飲酒運転をしたということには因果関係はありますが、駐車場所有者に対する因果関係というか責任というか、そこははっきりと分けるべきだと思います。

委員：その因果関係においては、あまり直接的に強くないのではないかという思いのご発言ということでとらえてよろしいですか。

委員：そのとおりです。

委員：ありがとうございます。ほか、どうでしょうか。

委員：教えていただきたいのですが、有料駐車場というのでもたくさんあるかと思いますが、私の想像するのは、駅前、それこそ四日市の駅前とか大きなところの有料駐車場をイメージするんですけども、規模とか駅近隣とかどういうイメージでこれは定義をすればよろしいでしょうか。

委員：警察本部からご提案いただいているこの条文並びに今までのやり取りを見る限りにおいては、規模、場所というのは特定はおそらくしていないと思います。ゆえに、県内における有料駐車場等とありますので、県内における駐車場と言われているところの、ここで言うならば所有者に関してこの努力義務を規定してほしいということだと思います。だから、場所を特定するとか規模を明記するという範囲には、これを読む限りにおいてはまだ考えられていないと思います。

委員：飲食店営業者とか酒類販売業者と違い、駐車場に期待できる具体的な事例としては、ポスター掲示しかないんだと思うんですね。無人のものが多いですし。あえてポスター掲示だけのためにこの一文を起こす必要があるのかどうかというのは、この事業者及び事業者団体の努力の事業の特性を勘案しつつの中に私は含んでもらって十分ではないかと思えますし、また、基本計画等でその辺を促すようにしっかり書いていただければいいと思います。

委員：ありがとうございます。ほか、どうでしょうか。

委員：委員と同じ意見なんですけど、今回の条文の構成上、事業者と特に飲酒運転の原因を

つくる2者についてのみ特出ししているところに意味があると思っていまして、駐車場所所有者は飲酒運転の原因者になることはまず少ないと思われるので、そういう観点からほかの飲食店営業者や酒類販売業者とは違った扱いでいいのではないかと。いわゆる一般的事業者の中に含まれてもいいのではないかと考えます。

委員：ありがとうございます。ほか、大体よろしいですか。そうしましたら、この部分に関しましては、事業者の努力のところで特定事業者を何にするのか、どこを入れるのかというのは相当議論をしてきたところであります。直接的な因果関係が相当強いところに関してということでこの2つを挙げておる状況であり、この駐車場所所有者が全く飲酒運転と因果関係がないということでは当然ありませんが、その因果関係の強弱から見ると、今回は私どもの案としては、この一番最初のところに駐車場所所有者を含めるという解し方を持たせていただき、そして、基本計画等においてその例示として書くという範囲でいきたいと思いますが、いかがでしょうか。委員、どうですか。

委員：飲酒はここではしないんですよ。飲酒運転がここから始まるんです。飲酒は駐車場でではなくて、飲み屋で飲酒をする。飲酒運転の後ろの運転の部分がここから始まるという意味でポイントだと思ったわけです。後はお任せします。

委員：ありがとうございます。そこを含めながら基本計画に少し思いを込めてお書きをいただくというところをこちらからお願いするというところでどうでしょうか。条例体系上は相当突っ込んだ議論をしたうえでこの2つを特定事業者として出しましたので、この形にさせていただきたいと思います。続きまして、この事業者の努力において例示を示してはどうかというところをいただいております。それで、例えば「事業者及び事業者団体は」のAのところにおいては、従業員教育や運輸事業者におけるアルコールチェッカー整備等の具体的例示、そして、飲食店営業者についてはポスター掲示、車両での来店の有無確認等の具体的例示、そして、酒類販売業者においては、啓発文書の掲示等具体的例示と、こういう具体的例示を条文に示してもらったほうが、いわゆる基本計画を作るうえにおいて議論がしやすいというような提案であったかと思いますが、この条文中にあるがなかろうが、こういったことはやっていただくわけですが、条文にそれを例示として示すかどうか、この部分についてこの3つを合わせてご議論をいただきたいと思います。これは表記上の問題ですが。

委員：それだけやっていけばいいのかというふうに、逆に取組内容の幅が広がらなくなってしまうことがないように、自由な発想で基本計画を作ってやっていただければと思います。それに応じて事業者やいろんな県民の方々も含めて創意工夫で取り組んでいた

だければと思うので、これまでも議論してきたようにこういう具体的事例は書かないほうが、条例としての広がりはあるという認識をしております。

委員：ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。よろしいですか。これにつきましては、当然ここも我々が議論してきたところでありまして、例示をしないことによる柔軟性というような議論をさせていただきました。執行部としては、例えば第三者機関等にこの議論をいただいた場合、例示があったほうが議論がしやすいということでありましたが、それは当然既に議事録等を確認をいただければ、我々がこういったことを、まさしくここに書かれておる従業員教育とかポスター掲示等というところが例示のスタートになると思うので、条文中には表記せず、思いとして議事録等からお伝えをした中でご議論をいただくというところのまとめでよろしいですか。ここはどのようにさせていただきたいと思います。続きまして、5の基本計画の(2)のイのところ、これは並べ方の問題ですが、この並べ方の問題で条例が、「7再発防止のための措置」「8受診義務」と項目分けされております。それを基本計画において5の(2)のイのところと並べて表記をしておるわけなんです。これを5の(2)のイ、ウのところを、それを並べずにそれぞれア、イ、ウ、エとしてはどうかという整理の問題であります。ここに関しては、確かにそう言われればそうかなとも思っているところがあるのですが、どうでしょうか、そういう整理のし直しでよろしいですか。

事務局：条文表記のときには執行部からお話あったような形で整理をしたいと考えておりますので、これは預からせていただきたいと思います。

委員：分かりました。では、そういう方向で中間案の条文になったときにそのような整理を。そのほうがよりそれぞれが明確になるということで、こういう整理の仕方よろしいですか。ありがとうございます。

事務局：今、骨子(案)のほうでアとイに分けてあるのは、アのほうで規範意識の定着、イのほうで再発防止ということになっていまして、条文にするときは1個ずつ並べる、そういう考えでおります。

委員：特徴的な2本の柱になぞらえてこのような形を取ったということですね。分かりました。続きまして「6教育及び知識の普及」のところ、教育委員会事務局並びに環境生活部、特にこれは私学課だと思いましたが、ご意見をいただいております。これに関しましては、関係者の三重県私学総連合会並びに三重県私学協会、さらには三重県市町教育委員会連絡協議会からもご意見をいただいております。この部分について条文の表記のご検討をいただきたいと思います。この議論のポイントは、

「小学校、中学校、高等学校その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うものとする」と、これが骨子(案)でございますが、この「関する」というところを教育委員会のほうからは「資する」というふうに変更をいただけないかというのが1つ目の提案でございます。この「資する」ということに変えると、いわゆる飲酒運転教育と飲酒に関する飲酒運転に影響を与えるような教育、要するにここに書いてありますように飲酒の害とか、そういったことを含めての内容にすることができるといふ、それは既に書こうが書くまいが既に行われているわけですが、そういったところの思いがあったかと思えます。それと、「行うことができるものとする」を「努めるものとする」というふうにしていただきたい。これは教育現場において義務づけることは適当ではないという意見、さらには、私立学校においては、建学の精神からの自主性の尊重ということから、「努めるものとする」にしていただきたいと、こういうご意見をいただいておりますが、主にこの2点、「関する」を「資する」に変えるのかどうか、そして、「行うものとする」を「努めるものとする」と変えるのかどうか、この2点かと思えますが、ここにつきまして皆様のご意見を賜りたいと思えます。いかがでしょうか。

委員：議論の前に、各会派の意見の中で新政みえから、教育現場において実際できるのかどうかというご意見があったというご発表がありましたが、そこをもう少し具体的に教えてもらえると参考になるかと思ひまして。

委員：学習指導要領の中で交通安全教育はあるのですが、教育委員会の言うておられることとほとんど同じでして、飲酒運転自体をどうやっていくのかというところがなかなかイメージできにくいという部分が意見としてはありました。それと、あとはボリュームの問題として要領に従ってやっていきますよねと。その中へ三重県条例として規定されたのでと押し込むにも、押し込める時限がなかなかないと。だから、どれかをなくして飲酒運転というふうにしていかないと、なかなか難しいのではないかと。想像ですが、教育委員会としても、「関する」といった場合は、飲酒運転という一つの事業を立てないといけないけれども、「資する」ということであれば、交通安全教育の中でとか、飲酒の害の中で飲酒運転の怖さとか飲酒運転事故のことを子どもたちに教育ができると。項目を立ててやるか、交通安全教育の中で飲酒運転を含ませていけるかどうか、その違いではないかと。「関する」と「資する」の違いはというふうに想像はしたところです。

委員：ありがとうございます。それと、付け加えるのを忘れまして。新政みえからは、大

学の表記も入れてはどうかというご提案をいただいたところであります。そこを含めまして皆さんのご議論をいただきたいと思います。

委員：「関する」にしたときに、今、委員が言われたような、別にきっちりと飲酒運転しないというための時間を持たなきゃいけないだろうとおっしゃいましたが、それはそのとおりなんでしょうか。これまでの交通安全教育の中で、私のイメージは、この「資する」と「関する」の違いは、これまでやってきた中で、飲酒運転しないことの教育を入れたら、それでいいのではないかと考えているんですが、「資する」にすると、これまでどおりでもしているのではないかという解釈をされないかと、その辺の違いのような気がして。「関する」でよくて、これまでのやっている中で含めてもらったらオッケでないかと、そういうイメージをしているんですけど。

委員：今までの我々の議論における検討会のイメージとしては、まさしく委員がおっしゃったような形だと思います。要するに「関する」にしたことによって、新たにその時限を設けるとか時間を要する。そのために何かを削らなければいけないと、そういうことまで考えてるわけではなくて、今までの特別活動等で交通安全教育があると思います。その中に飲酒運転教育というものを例えば10分なり15分なり入れていただくと。しかし、それは飲酒運転に関することというカチツとしたものを入れていただきたい。それは、小学校において親への影響ということを見ると、これが必要だという考え方だと思いますので、それを「関する」にしたら、カチツと入れることによって新たに作り上げないといけないとか、それによって何か時間が削られるというところまでのイメージを我々は持ってないとは思いますが。それと、「資する」というのは、広くできるという説明があったわけですが、非常に懸念というところだと、委員のおっしゃったとおりのことが、特に小学校、中学校は市町ですので、お願いをする形になるというのは、まさしく教育委員会が言われたとおりだと思いますけども、そういったことのおそれといったら言いすぎになりますが、状況はあり得るかと感じるところはあります。イメージがもし違いましたら、皆さんのご意見をいただきたいと思いますが。

委員：あくまでもそういう趣旨で「関する」を「資する」と変えてくれと言ったのではないかとだけで、教育委員会ではないので。

委員：委員よろしいですか。

委員：なかなか難しいですね、言葉って。「資する」と「関する」でそんなに違いがいろいろイメージが膨らむものかと思って、逆にびっくりしてしまっているんですが。教

育委員会の言い方も素直に取れば、確かに小さい子ども、小学校の低学年とかなかなか直接的に飲酒運転をイメージしてどうこうとかなかなか伝えにくい部分があって、お酒をたくさん飲んだらなかなか大変ですみたいな話から含めて、つながるというイメージでは「資する」という言葉が適当という意見は分かりますが、逆に委員が何度も言われているように津波の話と一緒に、こういう飲酒運転だめという話が直接的にあって、また、それを家庭に帰って親子で話をしたりして話題にのぼるとか、そういうことも期待している中では、「資する」ということではちょっと弱いかと思っています。そういうふうに解釈していけば、そういう意味では別に「関する」でいいと思います。ただ、一方でよく言われるように教育現場、本当にいろんな負荷がかかっているし、限られた時間の中でいろんなものを求められていますので、新たに何かを求められるということは確かに厳しいことなので、それも委員の言われるように、今ある授業の交通安全の教室なり、あるいは保健体育の授業の中で枠の中でそこをしっかりと、例えば10分でも15分でも飲酒運転防止という観点から、きちっと教育をしっかりとやっていただくという意味合いですということを十分に伝えながら、ここは「関する」ということでさせてもらったらどうかと思うんですが。

委員：ありがとうございます。ほか、どうですか。

委員：私も全く同様の意見で、「関する」でよろしいかと思っています。あとは、後段の「行うものとする」なのか、「行うよう努めるのものとする」なのかということにおいては、確かに、実際に小学校、中学校の現場を預かっていらっしゃる市町の教育委員会であったりとか、私立学校についても、その自主性というところについては、考えなければいけないと思っている中で、そういう意味で教育関係のところにご意見をいただいたうえで判断しましょうというところで、ストレートに「努める」努力規定のほうが良いという意見もありますので、交通安全協会には申し訳ないとは思いますが、努力規定にして、ただ、やることとしては今までとはちょっと違うんだというところを分かっていたく意味においても、「資する」ではなく「関する」ということで、「関する」教育を行うよう努めることとするとか、そういう考えでよろしいかと思っています。

委員：ありがとうございます。ほか、どうでしょうか。大体よろしいですか。そうしましたら、この「6教育及び知識の普及」の書きぶりにつきましては、この条例の方針としての2本柱の1つに規範意識の定着における教育現場における充実ということがあります。そういったことをしっかりととらえ、しかし、今回、関係団体に様々な意見を聞いた中で、三重県市町教育委員会連絡協議会、さらには三重県私学協会から「行

うよう努めるものとする」という努力規定にされるべしという意見もいただいたところであります。ゆえに、この部分に関しましては、「関する」という表記については、我々の思いを尊重させていただき、「関する」という表記でいきたいと。しかし、後段の「行うものとする」に関しましては、「努めるものとする」というふうに私学も入るということで努力規定にさせていただくという、こういう表記の変更をしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。それと大学を入れるかどうかに関してはどうでしょうか。私はこのままでいいのではないかと考えておるんですけども。

委員：話が出た会派として、私も説明をさせてもらったのは、確かに直接的な世代であるんですが、我々の思いとしては規範意識の定着はそこからでなくて、やはり小学校、中学校から徹底してやっていただき、定着していただく。プラス、先ほどの話で家庭での話題提供ということも含めてその部分に力点を置いているので、あえてここはこういう表現をさせてもらっていますということで説明はさせてもらいましたので、あえてこだわりのある提案ではありません。

委員：分かりました。当然その他の教育機関に入っておりますし、既に先日来の報道等では、飲酒運転教育ではないですが、三重大学においても飲酒教育がされているということが出ておるところでございます。この条例をもってさらに進めていただくということも含めて、そこはそのままにさせていただくことにまとめさせていただき、ここに関しましては、「小学校、中学校、高等学校、その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うよう努めるものとする」という表記に変更させていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

委員：聞き漏らしてしまったんですが、最初、定義のところでも他教育機関の定義を規定されたいという環境生活部のご意見があったんですが、規定することのメリットというか目的を確認するのを忘れてしまったのですが、どうなんですか。

委員：この定義に関しては、この具体的内容をやってから最終的にまた戻りたいと思っておるんですが、今回、義務規定になった場合は、ここで更に明確にするとか、違うところで明確に書ききることが必要なかとは思うわけなんです、今、皆さんのまとめで努力規定になりましたので、努力規定であるのであれば、この定義にまで明確にする必要はないかと。一般的にはこの書き方の中でいいのではないかと捉えてはおるんですが。また、そのときになったらご議論をいただきたいと思ひますし、おそらく執行部は義務規定になっているというところで明確な定義をしてもらいたいということかと思ひます。その他教育機関で例えば各種学校も入りますし、各種学校になる

と、極端なことをいうとそろばん塾まで入ってくるのではないかということの議論なのではないでしょうか。後で議論ができればと思います。では、「7再発防止のための措置」については、次に申し送りということで「4責務・努力」のところでもやりましたので、ここは少し飛ばせていただきたいと思います。それと、続いて「8受診義務」につきまして、執行部から多くの意見をいただいているところであります。分けていくというよりは、8の(1)(2)(3)(4)について皆さんのご意見をいただいて、そして、そのうえで現段階においても正副座長としてもここは、より明確にする意味においても修正が必要なのかと感じているところもあります。ですから、ここで結論を出すというよりは、皆さんからご議論をいただいたうえで正副座長案を改めて明日にでもお示しをさせてもらったほうがいいのかと思いますが、そのためにも皆様のご意見をこの8の(1)(2)(3)(4)について賜りたいと思います。いかがでしょうか。どこからでも結構ですけども。

委員：思いつくところからですが、4ページの頭、要は受診義務の除外規定でございますが、我々の議論としては、以後、運転免許を取得する意思のない者などは外すべきというところを事例として言ってきたのですが、この最後のほうの議論であった対象者の話ですね。ここの受診義務だけの話ではないとは思いますが、県内で違反を起こしたけれども三重県外の方であるとか、県民であるけれども県外で摘発された方だとか、そういう方についてもここで適用除外を例として入れるか入れないかというところが、少し皆さんのご意見を聞いていただきたいと思います。私も実は悩んでいるところです。

委員：この条例の及ぶ範囲、具体的には受診義務が結構重いウエイトになるので、ここで適用除外のところとして表記をするのか、別のところ、ないしは考え方として整理しておくのか、どちらがいいのかということですね。どうですか。個人的にはここで明記するよりは、別のところで表記をする、ないしは整理しておくことでいいかとは思いますが、どうでしょうか。

委員：中身的に県内の方であるか、県外の方であるかというところで、ちょっと考え直します。

委員：今の委員の発言で別のところという、どういう意味ですか、別枠にするとは。

委員：例えば、考えられる範囲として定義のところの飲酒運転違反者の定義でくり込みをかけるとか、そういうことができないのかとか、ないしは、この条例の及ぶ範囲ということで条文中には書かないけども、考え方としてどこかに示しておくとか、基本的には属地主義ですので、この県内で例えば違反をした者は、全部これに該当してく

るわけです。しかし、執行部から意見があった県外者が県内で違反をした者に対して、その後の受診義務とかいうところまで課せられるかどうかという問題が生じるわけです。ですから、そこは条例で整理できるのか、考え方として整理できるのか、事実上無理だという部分も出てくるので、その整理の仕方はどうするかも含めてどこかで整理をしておけばいいかと思っています。せっかくですから事務局の意見を求めましょう。

事務局：先ほど委員がおっしゃったように条例は属地主義ですので、県内において違反した者が対象になってくると思います。それは県内の方が県内で犯した場合、県外の方が県内で犯した場合という話で、そこは先ほど。あと、県外の方がどこまで及ぶかという話があります。通知は、例えば、愛知県の方であれば、最終的には愛知県公安委員会から違反の通知がいくと思いますので、そうすると、それは三重県から愛知県へ連絡が行って、愛知県から三重県ですので、どの時点で情報をもらうかという話もありますし、受診の話も、そうしたら三重県の病院で受診してもらうのですか、愛知県の病院で受診してもらうのですかという話もあるし、もう1点は、例えば、県内で違反した者が三重県へ入ってきた場合、それもしっかりと表記をしておかないと、その方も飲酒運転違反者になってきますので、そこら辺の表現の仕方も定義で規定しておく必要があるかという話だと思います。あとは、その表現を運用で追うのか逐条等でやるのか規則で書くのかは、また相談する必要があるかと思いますが、そういう考えでおります。

委員：また、その他のところの考え方で一つの整理をしておく必要があるかと思っています。

委員：となると、例えば、定義で関わってくるのは受診義務だけでなく、その違反者の家族の相談とかも入ってくるので、ここで県内の方なのか、県外の方なのかということを決めないとしても、「規則で定める者については除く」とある場合として、我々が議論した以外のところで何かあるかないかですよね。それは条例の適用除外を包括的に規則に委任することは適当でないと言われてしまえば、確かにそれはそうなのかというところもあって。ただ、思いつく例としては、さっき申し上げた、以後、運転をする意思のない者ぐらいしかなくて、そういうことだけで執行部からのご指摘いただいている条例の適用除外を包括的に規則に委任することは適当でないということを確認できるかどうかというところ、事務局的にご意見どうですか。

事務局：先ほどの事業者の努力の例示の議論とここは少し性質が違っていて、一般的に委

任、法律であれば政令、省令、条例であれば規則、に委任するときに白紙委任というのはよろしくなくて、ある程度の規準を示して、つまり委任された者がそれを好き勝手にできるというのを防ぐために具体的なものを例示するというのが一般的な考え方です。執行部はこのようにアドバイスしてくれているのですけれども、実は、執行部が好き勝手例外を入れ込んで骨抜きにするということもできるということです。ですので、ある程度、例えば、既にアルコール依存症と診断されている者を除くとか、そういう例示は挙げておいたほうが執行部の意見にも合いますし、よろしいかと思いません。

委員：そういうことで、だから、ある程度の例示はしておいたほうがいいのではないかということです。それで、今、2つほどの例示があったと思いますが、この中で議論されておいた部分において、既に運転免許を再び所持する意思のない者という部分があるかと。例えば、既にアルコール依存症と診断をされている者というのがあるという。要するに、その何かを示すことによって、この例外規定の基準は大体この辺、その範囲がこのレベルでこの条例の作成者は考えています、というのが必要でないかというところで、何を入れるかは少し今後の話としてお任せいただきたいと思うんですが。例えば、今、委員がおっしゃった既に運転免許証を再び所持する意思のない者というの、確かにそうですが、これはどこで確認をするのか、どれだけの担保を取るのか、それを例えば一つの文書に書かせる、そこに法的な意味合いを持たせることができるのかどうか、少し難しいかという気もしてなくはないですが、個人的には。それをしたところで、取ろうと思ったら取れるわけで、欠格期間が終われば。だから、法的縛りが少し書きづらやかなというのは思っています。今、事務局からあった、既にアルコール依存症と診断された者、これは違反者の中においても当然あると思いますので、それを再び受診義務を課するのは意味があるのかどうか、こういったところはあるかと思いますが。

事務局：委員がおっしゃったのは、いったん最初に違反して、アルコール依存症と診断された人がもう一度違反をした場合のことだということですか。

委員：そうだし、かつ、違反者において既に依存症と診断されて治療されている人もいますよね。

事務局：その辺はどういった担保するのか分かりませんが、2回目の方は必ず分かるはずですから、いったん診断があったということで本人が自覚して、もう1回運転してしまっただけというときには、もう一度同じようにまた受けるのかということになってしま

いますので、そのような人は分かっていますから、別途、相談でカバーすると。

委員：そういうことですね。どちらにしてもここは白紙委任はどうかという議論でないでしょうかね。ほか、どうですか、受診義務に関して。

委員：執行部がいる間に確認すべき話でしたが、受診したかどうかを報告ということを提案されておるわけですが、それは例えば、診断書のコピーをもらうとか、そういう次元のものが想定されるんですか。

事務局：基本的には診断を受けたかどうかというのは診断書ぐらいしかないのではないかと考えています。

委員：診断書を書いてもらうということですね。ということは、逆に言うと既に診断を受けている人は、それをもう一回出してもらったらいだけということですね。

事務局：それをもう一回出してもらったらいということになると思います。除外をしない限りはもう一回適用になりますので。

委員：2つ目に、もし仮に報告義務を課した場合に、はじめにアルコール依存症の診断を受けている人で適用除外してしまうというのは、自分は受けているからというだけで終わってしまうんですね。そういうことにはならないのか。

事務局：その点については、どのような報告義務を課するのか、相談体制を取るのかというのは、規則等で定めていただけないかということになると思います。

事務局：この病状は時間によって変わっていくと思いますので、最初的时候は依存症ではないと診断されても、もう一度受けたら病状が進んでおってアルコール依存症と診断されるというケースも考えられるかと思っています。

委員：どちらにしてもここは少しお任せいただいて、中間案の段階で何を書くかも含めて検討をしていきたいと思っていますので、その取扱いでよろしいですか。具体的な事務手続き上の話は執行部のほうで考える話であると思っております。執行部からの意見としては、白紙委任よりは何か入れたほうがよいと提案があったということです。ほか、どうでしょうか。

委員：家族へのアプローチの部分については、課題は非常にあって、なんとか家族の方のご協力も得ながら、依存症で飲酒運転してしまっている違反者の方には適切に医療へとつなげていきたいという思いが個人的にはあるんですが、ハードルが高いというかいくつかあって、厳しいと率直に思っています。ただ、何らかの形で条例上は家族の協力も得ながらやっていくというのが表現できたらいいと思っているので、おそらくこの場で議論尽くせないとは思いますが、いずれ正副座長でまたご検討いただくこと

になろうかと思うので、そのときには、そのようなニュアンスを含ませたものをご提示いただければと思います。それから、受診結果の提出義務というのは、条例上規定していくことは実効性あるものという観点からも必要かと思います。受診義務は事務局としてもご見解を伺いたいのですが、受診義務はやはり難しいとは思いますが。

事務局：どういう受診義務ですか。条文上の話でしょうか。

委員：条文上というか、違反した方1回目に受診義務を課すと。受診したかどうかも報告を義務づけるということは、県条例として難しいと思っているのかどうか。

事務局：基本的にこの義務化した場合ですが、場所がないということからしますと、一応受診しなくても罰則がないということで、受診しない人が出てくるのではないかということが想定されるかと思います。したがって、本当に担保しようと思うと、受診結果を報告を求めるにしても、では、報告しなかった人はどうなのか、もう一回督促するというくらいしか考えられませんので、その人を無理やり医療機関に連れていくわけにもいきませんので、その辺がなかなか難しい点かと感じます。

委員：ありがとうございました。そういうお話が聞けたので、やる以上はきっちりやったらどうかというお考えだとは思いますが。そんな中で、診断自体のクオリティーも上げていく必要があると思うので、ここで医療機関のところへ話がいくんですが。執行部がおっしゃるには、69の精神科クリニック一覧すべてを指定していただくみたいな話がありましたが、精神科の先生と少し意見交換した中では、やはり診断のクオリティーを上げる必要性をおっしゃっていましたし、そんなことではいけないのではないかと思いますし、ICD-10とかDSMによる診断のというのは、ここかしらないということはないと思うので。だから、医療機関の指定については、クオリティーも担保されるような指定の仕方ということを執行部も考えていただく中でやっていただきたいと思います。

委員：今のご意見で、まず家族に協力を求めるということは、当初の我々の議論の中で罰則規定がないのでなにがしかの担保は要るだろうというところで、家族に協力を求めることをもって、家族の影響も大きいですから入れたわけなんです。私は結構ポイントになると思っていたのですが、事務手続き上を考えていくと非常にハードルが高いということが、執行部が相当検討をしていただいたわけですが、見えてまいりました。また、正副座長も少し共有をしているところでもあります。ですから、やはりできないものを書いても仕方ないというところもあるのと、しかし、家族もその者に対して協力をしてもらいたいという思いは残しておくべきだと思うので、明日まで相当努

力をしなければいけません。明日、この受診義務全体について修正案を出させてもらおうと思います。そこに家族のとらえ方を少し福岡県の条例に参考になるようなものがあるかと思っていますので考えたいと思います。それと、医療機関ですね。これは委員おっしゃったように、クオリティーの担保というのは必要だろうと思いますし、今日の事務局の話の中でこんなところがありますという例えば一覧を示したとする。それは情報提供だろうが指定だろうが、行ったけど受診できませんというのでは条例を持っている県としてどうなのかとなるので、この受診義務に関しては、全体の流れがちゃんと見えるように、また担保されるように、そして、クオリティーが保たれるようにしていくことの必要性はあると思うので、私は、例え1箇所でも2箇所でもいいから、最初は、指定をするという指定基準も県としてつくるべきだろうと思います。それから、診断基準に関しても確かにICD-10とかDSMあります。これがあるからといって別のものをつくれと言っているわけではなくて、これに基づくと基本計画で書けばいいだろうし、それと回数という問題もあるわけなんですね。費用負担という問題も出てくると、その兼ね合いからいって、例えば、診断は何回以内にするとかいう書き方も基本計画に必要なになってくるかと思うので、ここは診断基準等も検討して持つというのは必要かと思うところです。ですから、その辺の今日の意見を踏まえて、修正案を明日示したいと思っています。ほか、どうですか。受診義務について。報告を求めることについても必要なんだろうという認識をちょっと持ち始めております。けど、その報告に関して、あなたが依存症だったのかどうなのかというところまでの内容を書いたものではないと私は思っています、というのは、受診するかどうかは、その本人と医療機関にゆだねるという方向になっていますので、この条例では、ですから、いわゆるペーパーで医者がこの人は受診しましたというのを証明するもの、これが県に返信されてくるという範囲で、この条例のつくりからいくといいのかとは私は思っていますけども。

委員：ここ大事なことなので私も思いを言わせていただくと、診断書という形ですとどうしても診断名が入ってきますので、診断書を求めるべきではないと思います。受診したかどうかを証明するものというのを別様式で規定してもいいと思うし、規則等で、やはり違反者や、診断がつけば患者になりますが、プライバシーに関してはきちっと守られるようにしていくべきだと強く思います。

委員：ありがとうございます。

委員：そうであれば、情報提供だけでは県はだめで、しっかりと指定をして、そこからの

文書があるかどうかを判断する必要が生じます。一方でしっかりとアルコール依存症の方に対しての治療についてはやりますという、やるべきだと言っているところから考えても、団体の協会の皆さんとのお話し合いもあろうかと思いますが、ぜひアルコール依存症の治療をやっていただきたいと思います。

委員：ありがとうございます。ここはまさしく一番手続きを伴う条文ですので、この流れにおいてちゃんと手続きが見えてくるところの書きぶりを修正案として、明日お示しをさせていただきたいと思います。それをもとにまた議論ができればと思います。ほか、どうですか。受診義務大体よろしいですか。あと、懸念なところはないですか。そうしましたら、続きまして「9相談」のところ範囲が不明確であるから具体的に規定されたいということでしたが、この点についてはどうでしょうか。執行部とのやり取りの中で、この「9」と「10」に関しては、基本計画なり我々の思いとしてこういったことをイメージしていることは当然伝えていきたいと。条文に明記するよりは、そういう範囲にしておけばいいのではないかと考えておりますが。その範囲でよろしいですか。条文明記まではせずに。ですから、例えば、相談でありますと、措置というところでの懸念もありましたので、県としてやる相談は、まずは窓口をしっかりと県の中につくり、そこに本人並びに家族からとにかく相談聞きますと。そして、そこが全部相談を受けきって結論まで行くのではなくて、そこから関係するところに、例えば、保健所であったりとか、医療機関であったりとか、民間団体であったりとかというふうにしっかりと方向性のアドバイスができる、その窓口の設置がしっかりされる。それが、例えば、チラシ等で県民に対してアナウンスされるというイメージでいいのかなと思いますし、情報の提供等については今までも議論してきたところですが、今回、分析というのを入れておりますので、ここは一度、我々の検討会の意見を少し明確にして、おそらくここはお作りになるのが県警だと思うので、県警に一度、お示しをしたいという、こんな範囲にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。では、「13委任」についてですが、ここは、技術的な話と思っております、骨子案にはここに三重県規則、教育委員会規則、公安委員会規則という書きぶりがされておられません。定義のところこの規則は何々と書いてあるわけですが、おそらくこのご提案というのは、定義のところの規則という定義ではなくて、13の委任のところこの3つを入れてもらいたいというニュアンスというふうに感じておりますが、これ、事務局どう捉えていますか。

事務局：最初、定義のところ規則ということで三重県規則、教育委員会規則、公安委員

会規則と書かせていただきましたが、規則と言えば三重県規則を指すということですので、この定義から外しまして、後ろのほうですべて三重県規則、三重県教育委員会規則、三重県公安委員会規則で整理をさせていただきたいということでございます。

委員：こういうことですね。定義のところの規則を外して、13の委任のところ、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、三重県規則、三重県教育委員会規則、三重県公安委員会規則で定めると、こういう書きぶりに変えるということですね。

委員：私も最初、意見を聞いているときはそう思ったんですが、よく見たら、さっきおっしゃるように定義でわざわざ規則とは何ぞやと書いてあって、この13のところ、規則について明らかにしてほしいというのは、別の意図があるというふうに思ってお聞きして、どちらかという、県警本部としては自分のところがやるべきことは、こちらの検討会で明らかにしていただいて、例えば、さっき受診義務のところ「公安委員会は」と書き換えてほしいというところ、これはおっしゃるとおりだと思います。そういうところをもう一回全体として見直してほしいという趣旨で、この13の委任だけを見てはだめで、県警本部としては自分のところがやる場所は明確に示してほしいと、我々の検討会から、そういうメッセージもあったのかと受け止めたのですが。

委員：メッセージがそうだとすると、その逆もあるのかなと私は感じるところでして、例えば、県警から提案があった部分に関しては、もしそれが入れば、まさしく県警がこれはさせていただきたいという意味合いだと思うんですね。今、ちょっと積み残しましたが。例えば、再発防止の措置とか情報提供、これは骨子案では「県は」になっていて3つ入っているんですよ。だから、ここはどこがやるのかということは明確になっていないと。ここは明確にしてもらいたいというところを含めて、例えば、委任を書いてもらいたいのかなというのは、思いとしては分からないでもない。しかし、果たしてそこまで書けるのかどうか。また、我々が示せるのかどうかは、ちょっとやりすぎの感があるのかなというようには感じます。

委員：最終的には基本計画でどこの部局が何をするのかということは明らかにしてもらわないといけないと思っていて、それが出てきてからそれをそのとおりやっているのかをチェックするのが我々の仕事という認識からいけば、この時点で私どもが、ここについてはあなたのところがしなさい、この部がしなさい、この部分はあなたの部がしなさいと示すことはやはりおかしいとは思いますが。

委員：ここの真意は分かりません。だけど、様々なことを想定し、我々のできる範囲とい

うところも考えた場合、より明確にするということでは定義を外してここに3つ並べるということの明確性を持たせて、あとはやはりどこがどう担うかというのは、基本計画に示していく内容かと。明確にし切れるものとし切れないものもあると思いますので、今後によっては、そういう整理の仕方ではどうでしょうか。よろしいですかね。では、続きまして、施行日についてですが、執行部のほうから周知期間等を含めると、条項によっては例えば6箇月程度の周知期間を置いてもらいたいというご提案をいただいたところであります。私も今回の条例については、採決・公布の後、即日施行というのはなかなか難しいかと考えているところでありますが、その期間等も含めて、特にポイントとなるのは受診義務のところと、教育のところも教育委員会からご提案をいただいておりますが、この辺のところに関して皆さんのご意見をいただいて、これは当然採決後の話ではありますが、おそらく附則に書き込まなければいけないことになると思うので、皆さんのご意見をいただきたいと思っております。

委員：執行部からのご要望どおりでいいかと。全体の条例としては、ある程度一定の期間でやるけれども、受診義務の部分と教育の部分は6箇月以上なり置いて、イメージとしては受診義務も教育のほうも来年度の4月1日からなのか、6箇月程度置いて受診義務は先に始まって、教育は4月1日からなのか、そのどちらかぐらいかというイメージで聞かせてもらっておりました。

委員：ありがとうございます。全部一気に施行はなかなか難しいというのは、委員皆さんの見解ですよね。それで、今、委員がおっしゃったように、二段階施行にするのか三段階施行にするのか、ないしは、この二段階三段階を同じ時期にするのか、受診義務と教育を。こういうところで、それをいつぐらいに置くのかということかと思えます。ちなみに教育に関しては、別にどこから施行でも現場で施すのは4月1日からでもいいのかなと思う一方、よりここから教育現場においてその教育が始まりますというのをメモリアル的にするのであれば、三段階施行というのはすごくイメージはつくかと思えますが。どうですか、ほか。これに関しては事務局のイメージもあるかな。

事務局：教育委員会の今まで「行うものとする」というのを「努めるものとする」ということを、例えばその1年間、本当に待たないといけないのかなという気もあります。

委員：根拠が変わったということ。そうすると、教育のところは全体の施行と合わせても別にいいし、例えば、中身をつくるという意味においても、それは施行した後、中身をつくってもらおうということで別にそんな色はないということですか。義務規定から努力規定に変わったから。

事務局：義務であれば時間も要るかと思いますが、努力ですので、こういう条例のつくり方をすると1年待つ必要はないのではないかと。

委員：逆にそういったことですね。分かりました。そうすると、受診義務を少し周知期間を持たせてやるという2段階になるのかな。

委員：今のご説明よく分かったんですが、やらなくていいということではなくて、やっぱりやってもらううえで努力規定だということならば、先ほど委員のおっしゃったメモリアル的な意味を持たせてちゃんとやってくださいというのも一つの考えとしてありかと思って聞いていました。

委員：分かりました。ほか、どうですか。

委員：相談窓口の件で、仮に保健所ということになった場合、四日市市にそれをお願いするには、法的に何か規定しないといけない部分があるのですか。

事務局：四日市市の方は四日市市保健所が管轄をしているわけですが、一応県の条例は県一円適用なので、その辺を詳しく調べさせていただきたいと思います。

委員：県の事務で法令による事務でないので、別に四日市市の北勢福祉事務所四日市駐在でやってもらったりでも構わないのと違いますか。保健所でやらないといけないということはないと思うので。法律で保健所ということになれば、四日市市保健所でやらなければならないですが、県条例で定めて県の窓口として福祉事務所というふうに規定すれば、別にいけると思いますが。

事務局：四日市の部分は福祉事務所が今ありませんので、四日市市福祉事務所になってまいります。

委員：桑名保健福祉事務所四日市駐在が四日市市の庁舎の中に事務所ありますけども。

事務局：そうですね。そちらで担当できるのかどうか、その体制もございますので。あと、もう一つの方法としては、四日市市と協議をして、こういったことをやってもらえるかどうか協議するということもあり得るかと思いますが、四日市市にもしお願いするのであれば。

委員：各保健所に相談窓口を置けということになれば、おそらく県と四日市市保健所との何らかの協議というのは必要になってくるのかなと思いますが、しかし、飲酒に関する精神保健業務というのがあると考えると、うちはやりませんかとか関係ありませんというふうに整理される問題ではないと思います。仮に保健所にそれぞれの窓口を置くとなった場合ですね。今、我々がイメージしているのは、県に広い窓口を開いて、そして、その者に適切なアドバイスなり方向性を付けるという、その相談の窓口の一つ

の担当として四日市市保健所があるというのは、別に何にも四日市市の市民としてそこにアドバイスされたうえで行くと。当然情報提供は県のその窓口から四日市市保健所にされるというのは何も問題がないと思うので、説明の中で執行部がおっしゃいましたが、そんなに大きな問題でないのかと。それぞれの保健所に窓口を置くとすれば、飲酒運転に関する、ちょっとそこは協議が必要ですが。それ以外はというふうに考えますが。事務局、そんなに高いハードルでないですね。

事務局：特に費用とかがかかってくる、いろいろまた市のほうと協議とかが必要になると思いますが、基本的には委員がおっしゃったように、事務は四日市市の部分は四日市市保健所が担当しておるわけでございますので、そこら辺の整理で考えてくのが一応筋でないかと思っております。

委員：だからといって、相談のことがあるからそこだけ施行日を遅らせる必要性まではないという認識でよろしいですね。

事務局：事前に十分調整しておけば、わざとそこだけ遅らす必要はないかと思います。

委員：私のほうとしては、相談のところを施行したとしても、しかるべき準備も含めてこれも基本計画に基づく運営ということを見ると、施行したから直ぐにどこかで開いていないといけないということではないとは思いますが。受診義務だけは明確なスタートと、ここからの違反者がこれに対象になるということと、事務手続きが生じますので、ここだけは必要かと。それと、県民に対しても幅広く周知が、いつから始まるかという。相談に関しては、いつからこういった窓口が開かれましたとか、各保健所においてもこういったこともこれから受けますという準備がされればいいのでないでしょうか。

委員：承知しました。

委員：ほか、どうですか。そうしましたら、この施行日については、受診義務の項に関しては、6箇月ほどの周知期間を置くということですらして、それ以外については一体での施行ということで。その両方をいつにするかに関しては、次の30日にはある程度示す必要があるということです。根絶日にも絡む可能性があるのですが、その辺は絡めなくてもいいですか。それとも、絡めて考えていきますか。飲酒運転根絶の日を月 日とするというところの一つの根拠を、例えば、施行日に置くということも考えの一つとしてはあるのかと思うのです。そのところについて、せっかくの機会ですからご意見をいただいておいたほうが良いと思うので、資料の10を事務局より簡単に説明いただきましょう。

事務局：〔資料 10〕について説明

委員：併せて、関係団体からの意見で三重県小売酒販組合連合会から、飲酒運転根絶の日については、忘年会時期の 12 月に行事を実施することを提案するという意見も併せていただいています。そういうことで施行日をそういったのに合わせてやったほうがよいということか、施行日は施行日として考え、根絶の日は根絶の日として日を考えるということも含めて、この辺、少しご意見をいただいておりますが、どうですか。

委員：でき得れば一緒の日が望ましいのですが、採決日が 6 月末ごろをめざしているところからいくと、年内の施行がもしかすると難しいかなと。そうすると、年明けた 1 月早々にその日を持って来て、以後、その日をずっとやっていくというのめいかなものか。例えば、12 月の上旬にその日を設定して、そのキャンペーンの中で今月何日から施行されますと。それ以降の方は受診義務がありますというようなアナウンスでも十二分かという気もしております。できるだけ施行日を飲酒運転根絶の日と近づけることで十分ではないでしょうか。あとは「撲滅の日」とするのか、「根絶の日」とするのか、「0 をめざす日」とするのか、名称についても条例の名前も我々として決めたところでもあるので、そこももう少し考えたほうがいいのかと。

委員：ほか、どうですか。個人的な意見としては、受診義務を 6 月程度延ばすということを考えると、6 月の下旬に仮に順調にいつて採決をいただいて、7 月ぐらいに公布施行となって、そこから 6 箇月という、やはり 1 月とか 2 月になってくるんだと思います。この小売酒販組合から 12 月というふうに提案いただいておりますが、私もこの忘年会ないしは新年の一番お酒に関係するところの、例えば、12 月 1 日ぐらいにこの根絶の日を持って来て、そこでしっかりとした啓発を行うと。例えば、そこで 1 月 1 日からこの受診義務が発生しますよとなると、ちょうど 6 箇月ぐらいかと。こんな流れの PR で、例えば今年度に関しては 12 月 1 日とずっと PR ができるのでないかと考えているところで、12 月 1 日を例えば、根絶の日にして、そこを受診義務のスタートにするのは、事務手続き上難しいかと。だからといって、全体の施行を 11 月や 12 月までずらすのはだらしなない感じもしてまして、この辺が落としどころとしていけるのではないかとはいっています。少なくとも根絶の日を 1 月 1 日にするとか 4 月 1 日にするのは、全体の流れの中で年度初め等は職員の皆さんにも相当負担をかけることになると思ったりするのと、12 月というのは一つの案かなとは感じています。ないしは 7 月頭とかですね。では、施行日はお任せいただければよろしいですか。大体私の

イメージは12月1日かという感じで思っていますが、根拠はあえてありませんが。

委員：分かりやすい日がいいと思いますので、せっかくこうやってご意見もいただいたところなので、12月1日というのは非常に分かりやすいかと思います。

委員：小売酒販組合連合会にそのとおりさせてもらいましたといったら、がんばるでしょうね。その辺を見込んで、明日、施行日、根絶の日をお示しをさせていただきたいと思います。併せて、これを条文にしたときという範囲でいいような気がしますが、今、委員からこの部分が「根絶」なのか「撲滅」なのか、条例名は「0をめざす」になっているので、そこを合わせたほうがいいのかということに関しても、これは中間案の条文の形にしたときにお任せいただいてよろしいですか。そこでご意見をいただいて修正することもできます。よろしいですか。そうしましたら、戻って今の議論を全部受けたうえで、3の定義のところに戻りたいと思います。まず、定義のところでは3点提案をいただいておりますが、その2点目の駐車場所有者の定義については、事業者の努力のところでは駐車場所有者を特定事業者としては入れないとしたので、これはそのまま議論をしないということでもよろしいでしょうか。かつ、6のところについても、努力規定になったので、この範囲であえてそれを明確に規定するところまではいいのではないかと思います。そういった形でよろしいでしょうか。そうしましたら、最後、一番上にあります4の事業者のところにおける事業者及び事業者団体の定義をという部分がありましたが、これについては、ご意見をいただきながら事務局としても整理としてどう考えるかということも一度聞いておきましょうか、定義の部分です。

事務局：事業者のほうも努力規定でございまして、義務を課すようなところではございません。幅広くいろんな業者にしてほしいという思いもあろうかと思っておりますので、逆に定義でガチッと決めてしまうと、漏れが出てくることも考えられます。私たちはその事業者に入っていないんだというような話もあるかと思っております。業を行っている人たちには努力してほしいということで、三重県の他の条例の中にも、事業者の定義を置いていない条例もありますので、そのことを考えると、定義までなくても大丈夫と事務局では考えております。

委員：ありがとうございました。参考の意見としていただきました。それを受けて皆さんいかがでしょうか。この事業者及び事業者団体を定義に入れるかどうか。

委員：事務局がおっしゃったように漏れがあるというのは非常に心配するところではあるので、ちょっと保険をかけるような感じになってますが、やはりこういうふうに規定

しておいて、規定というのは定義をわざわざするのではなくて、包括的に書いておいて計画策定の段階で、それは執行部でお考えいただくにしても、議会としてもしっかりそこをチェックをかけていながら、漏れなくやっていくというのがいいのではないかと思います。

委員：ほか、どうですか。よろしいですかね。そうしましたら、ここの部分については、そういう執行部からの意見をいただいておりますが、努力規定並びに理念分の範囲にとどまっているということで、広く漏れのないようにするというところで定義には盛り込まないということで整理をさせていただきたいと思います。では、最後、その他のところでこの適用範囲について明確にする必要があるというところが残っていますが、これは考え方として今までの議論を聞いておりますと、属地主義ということで県内の部分に適用がされると。ただし、特に受診義務等については、県外者が県内で違反した場合、結果的にその方々を受診義務で追うことはできないという整理になるという整理の仕方かと思いますが、それで事務局よろしいでしょうか。

事務局：そういう判断になるうかと思えます。

委員：加えて、属地主義ということを見ると、三重県公安委員会の運転免許を持っておる者が県外で違反をしたものに関しても、この条例には入らないという考え方でよろしいですか。そういう整理になるということで確認をし、中間案の条文の中においてそのようなことが書き込めるのであれば、その整理をさせていただく。そして、書き込みきれないのであれば、結果そうなるという部分に関しては、考え方として示すという整理の範囲でとどめたいと思いますので、よろしく願いをいたします。その他全般、執行部からの意見並びに関係団体、各界からの意見に基づく協議について言い残したところ、さらには確認したいところがありましたらいかがでしょうか。

委員：受診義務のところで。3ページの下から2段落目、診断に要する費用については、受診者の負担であることを明示されたいと健康福祉部がおっしゃっているのですが、条例上これは明示するべきではないと思っています。もしかしたら実効性ある条例としていくためには、県から何らかの支援とかで受診をいただくことも、今後の議論というか、財政状況厳しい中では無理な部分ももちろんありますが、本当にこれが効果が出るとなれば、今600件ほど検挙者がいる中で、これが少し減ってきて、さらにということであれば、1人1万円ぐらいかかるということでしたが、それが300人に減ったところで300万円という予算で根絶により近づくのであれば、これは議会としても議論するべきだと思うので、これはあえて条例上明示するべきではないと思います。

委員：あえて議論から抜いたわけではなく、条文に明記するかどうかに関しては、そこまでのことは必要ないと思います。執行部の思いとして分かるのですが。当然、スタートとしては、こういうことだと思いますし、しかし、その効果やいろんなことを見る中で、ここに公費を投入することの意味があるとなれば、そういった判断も将来的にはあるだろうし、しかし、それと同時に違反者であるという事実、その違反者であるという事実に対してどう考えるか、ここも当然の検討になると思うので、様々な議論をしながらここは考えていく話かと。ゆえに、現段階においてはこれを条例に明記することは少し書きすぎになるのかと同じように思っています。

委員：先ほど委員が二度三度と受ける場合もあり得るといようなことをちらっとおっしゃったと思うんですが、基本計画においてみたいな話でちらっと口にされたんですが、そういう中で先ほど委員さんがおっしゃったように、あまり負担が非常に重いということであれば、今みたいな考え方もありかと今聞かせてもらって感じました。それと、今、思いついたのですが、報告を求めたりしていくことになると、何日以内に受診してもらおうというようなこともあるかと思うんですが、そういうことは条例にまで書かなくていいという理解でいいのか、その辺、皆さんいかがでしょうか。

委員：受診を1回でいいのか、やはり3回ぐらいしないと確定できないのか、その部分ですね。参考人質疑のときにも最低でも3回という話があり、そこは過度な負担にならない範囲とするべきだと思っていまして、配慮は当然多くなればというのは含めての議論だと思います。それと、報告をいつまでにするのかというところですね。確かに、具体的な議論はしておりませんし、条例には明記をしておりません。規則なり手続きのところを決めればいいのかと思っていますが、大体皆さんどれぐらいというイメージでありますか。それは最終的に決めるのは執行部ですが。

委員：なんとなくのイメージですが、思いつくのは例えば、通知を受けてから30日以内とかなのかなと。

委員：30日はちょっと短いような。仕事とかいろいろとある中で、もう少しあってもいいかと。事務局、何か想定イメージはありますか。

事務局：2箇月か3箇月内という感じだと思います。

委員：ここは長すぎず短かすぎずのところですね。短すぎてこんなに行けるかと、仕事があるのに、ということにもなるだろうし、だからといって、長すぎて担保が薄れてしまうようではいけないだろうし。

委員：そうすると、よく免許の更新で誕生日前後1ヶ月みたいな、あのようなイメージぐ

らしい期間ということですか。

委員：あれは今 60 日でしたか、前後の。そんな範囲でないでしょうか。通知が来てから、不服申立も大体 60 日以内とあります。6 箇月でもいいかと一瞬思ったことありますが、ちょっと長すぎますね。この辺、やはり委員の意見を聞いておいたほうがいいかな。

委員：座長の判断にお任せします。

委員：では、それも含めてこちらとしてはこれぐらいのイメージをしているという範囲にして、条文明記までいいのではないかと思いますので、よろしく願います。では、ほかはよろしいですか。ありがとうございました。では、以上をもちまして執行部からいただいた意見についての今日の委員間の議論を終わります。それで、明日、10 時から検討会を連続で大変申し訳ありませんがお願いをしております。そこで積み残しました「4 責務及び努力」の事業者の努力における「飲酒運転違反者の企業への情報提供」について。そして、「8 受診義務」について、さらには「施行日」並びに「飲酒運転根絶の日」について、別案をお示しをさせていただき、それに基づき今日積み残したところを決定をいただきたいと思います。そして、それを受けて 4 月 30 日に中間案をお示しをさせていただき、皆さんにご議論をいただいた後、この中間案が確定をいたしましたら、県民の皆様に対するパブリックコメントを 1 箇月かける予定でございます。明日並びに 30 日と検討会が続きますが、委員の皆様の特段のご協力をよろしくお願いをしたいと思います。最後に、先日 18 日、19 日に有志において行ってまいりました沖縄県の先進地事例の調査について、その概略を報告をさせていただきます。18 日には、沖縄県議会におきまして所管する部からその内容、効果等を聴取をさせていただきました。特に印象に残ったものとしたしましては、飲酒運転根絶のために県内の高校生の皆さんにメッセージを募集をし、それを高校生の皆さんの声でラジオから提供をしているというご説明をいただいたところでございます。本県においてこれができるかどうかは今後の議論であります。沖縄県においては、県内 65 校に募集をかけて、7 校から応募があったと。放送局 3 局に対し期間を決めてその放送を流しておるということで、その放送内容も直接聞かせていただいたところでありますが、非常に良い内容であったと参加された委員の皆さんの印象を持ったかと思えます。さらには、沖縄県において「重点取締区域」を設けているかということに関しましては、沖縄県においては「重点取締区域」は設けていないということでございました。また、小中学生に対し飲酒運転に対する教育を行っているかという質問に対しては、これは

県警が主体となりながら、各小中学校を訪問する形で飲酒運転教育を交通安全教育の中で行っておるという説明をいただいたかと思います。なお、次の日 19 日には、この飲酒運転根絶の取組を実際に行っておる沖縄市内のガソリンスタンドで、その取組の状況並びにポスター、のぼり掲示等の現地調査をさせていただいたところございます。18 日、19 日、沖縄県の調査に行かれた方に関しましては、大変にお疲れ様でございました。本日の検討会は以上で終わりたいと思いますが、皆様からご意見等ありましたら、最後お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。では、明日は、10 時から本日積み残した内容について皆様にご議論をいただきますので、よろしく願いをいたします。これで、本日の検討会は終了とさせていただきます。大変にありがとうございました。

(終了)